

令和5年第4回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和5年6月13日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月13日午前9時0分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 ま ち 未 来 推 進 室 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 山 崎 孔 史 岡 田 康 裕 浅 井 利 育 乾 充 喜 酒 井 智 志 竹 吉 一 人 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 寺 口 浩 代 島 野 千 洋 西 岡 直 美
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 5 年 第 4 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 5 年 6 月 1 3 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	4 番	長良 俊一	1 学び、子ども達を支える 2 学校防災について 3 ごみ減量化について 4 これからのまちづくりについて
2	9 番	井戸 太郎	1 平群中学校裏門前の横断歩道もしくは横断帯の設置について
3	1 2 番	馬本 隆夫	1 デマンドタクシー実証運行の進捗状況について 2 ドローン導入に向けての管理運用について 3 不要ゴミプラの防火水槽計画は
4	2 番	須藤 啓二	1 ウォーターパーク廃止問題について 2 令和元年のプール水の衛生管理について 3 メガソーラー問題について
5	1 1 番	森田 勝	1 櫛原メガソーラー建設工事の進捗状況について 2 ゆめさとこども園の園児の安全な送迎について 3 町議会議員選挙について 4 空き家の実態調査について
6	7 番	植田 いずみ	1 学校給食の無償化について 2 リサイクルスペースの設置で、ごみ減量を 3 後期高齢者 2 割負担の「配慮措置」について

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。NHK奈良放送局よりカメラの撮影の申出がありましたので、撮影の許可をしています。御協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号4番、長良議員の質問を許可いたします。長良君。

○4 番

おはようございます。この6月定例議会のトップバッターとして大分緊張しておりますけれども、上手に発言できるかどうか分かりませんが、理事者側の皆様にもどうぞよろしくお願ひいたします。発言番号1番、議席番号4番、長良俊一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

このたび、春の統一地方選挙を経て、初めての定例会を迎えました。2期目の一般質問においても、行政と町民のかけ橋となり、喜んでいただけるように邁進する所存であります。風通しのよい、夢のあるまちづくりを基調とし、教育委員会、総務部、事業部、住民福祉部と、多岐にわたり、本町の現状を鑑み、他市町村との比較をしながら、創意工夫を求めていければと考えています。少し厳しい発言もあるかもしれませんが、町の発展のために、お考えくださればありがたく存じます。

それでは、始めさせていただきます。大きく4点であります。

1、学び、子どもたちを支える。

令和5年6月になり、教育現場も新しいクラスになれ親しむ頃と思います。新しいお友達もでき、新たな希望を胸に抱き、笑顔あふれる日々を送っていただけたら幸いです。

本町は、小中学校において統合型校務支援システムを導入し、情報を共有す

ることで進捗状況を確認し、子どもたちの学習環境を整えていると考えます。これに伴い、校務系データと学習データを有効につなげば、教員の働き方改革や学習指導、児童・生徒指導の資質的な向上も見込めると考えます。

その観点から質問させていただきます。私は、この2期目を迎え、1期目のときから教育関係については毎度質問させていただいております。私、平群町の小学校、中学校の子どもたちが社会へ出て、ここで住んでよかったなと思っていただけるように、先生方の働き方改革や子どもたちに対する教育の姿勢をいつも質問させていただいています。

私の本当の芯になってる夢は、今、小学校教育でも月曜日から金曜日までの学習の中で毎回6時限、水曜日だけ5時限、計30コマ以上の教育を受けてるんですが、それを何とかして、この平群町に似合った教育改革をと思って、言っております。中学校では平群中が1校しかなくて、白石畑の遠いところや信貴山の上のほうから通う子どもたちがいてはります。その中で、学校終わりが冬季だと4時終わりになると、家へ帰るともう暗くなる。

今、多岐にわたって教育関係やスポーツ関係、午後からいろいろな子どもたち、学び合い、散っていく中で、家に帰って暗くなってから、また習い事やいろいろなことをするんだったら学校改革をして、5時限で切って、先生方も働き方改革として、教員として子どもたちを世話するための準備を早くから取りかかり、早く仕事を終わって、一社会人として家へ帰っていただく。そのためにもコマ数を守りながら学校へ改革をお願いしてきた所存であります。

できることならば、小学校や中学校もそういった形でしていただいて、ゆっくりした教育現場を実践し、また、平群町のよさをもう一度、子どもたちと人生の先輩方に入ってもらい、和気あいあいと学生生活、思い出づくりをしてもらえる、そういったコマ数配置をしていただく。それがやはり平群町にとって一番大事な、先生方にとっても働き方改革、子ども真ん中社会をつくりたい、教育長のお言葉も度々聞かせていただいています。

そういった観点からこの2点を質問させていただきます。

1、今後の教員の働き方について。2、三つの小学校の在り方について。この二つ目は、平群町には三つの小学校があります。それぞれ地域、学校区、児童数、学校運営等々、様々な面で特色、特徴、違いがあると思います。それを生かして、今、教育委員会はどう考えられるのか。それをこの2期目、1回目の質問の中心にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、2点目です。学校防災についてです。

本町は6月2日、大雨のため、3か所に避難所を設置いたしました。総合スポーツセンター、北小学校、南小学校です。災害時に地域の避難所を担う施設

は、いつ、どこで起きても不思議ではない災害に備えての施設の整備は欠かせないと考えます。また、気候変動を踏まえた新たな対策を講じていく必要も生まれていくと考えます。

そこで、災害に強い学校施設を造るための具体的な対策について質問させていただきます。

1、避難所としての必要な機能の確保について、2、国の重要インフラとなる体育館の防災機能、3、被害を最小限にとどめる減災についてです。

続いて、3点目です。ごみ減量化についてです。

5月28日、文化センターでごみフェスタが開催されました。時は流れ、ウィズコロナの中、少しずつ、町民の生活も落ち着きを取り戻そうとしています。本町のごみ処理施設の老朽化に伴い、施設の整備施策を考える時期にあると考えます。施設を大事に活用し、少しでも長く活用できるように努力することは大前提ですが、将来を見据えた対策は喫緊の課題であると考えます。

そこで、1番、リサイクルステーションの現状について、2番、分別収集状況について、3番、焼却炉の状況についてです。

最後に、4点目です。これからのまちづくりについてです。

5月31日は令和4年度の出納閉鎖の期日です。本定例議会には繰越明許費の計上も多く、長期にわたる事業を展開する行政展開と感じます。今後も町民に喜んでいただける施策は単年度では完結できないものと考え、将来のための準備、投資は欠かせないと考えます。

ただ、将来像を語るに当たり、財政面の方針が充実できない本町の要因があると考えます。義務的、投資的経費の観点から本町の指針をお聞かせください。

以上4点です。どうぞよろしく願います。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の大きな1項目め、「学び、子どもたちを支える」の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の今後の教員の働き方についてということでございますけども、現状どうなってるかということでございます。教員の勤務時間が長時間となっているという、全国的に様々な働き方改革、進められているところでございます。本町でも国、県の方針に基づき、校務支援システムの導入、部活動指導員の配置、令和4年3月には、平群町立学校に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則を制定し、勤務時間の把握、適切な業務量の管理などを通じて、超過勤務を縮減し、教員の健康福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準

の維持向上に努めているところでございます。

勤務時間の現状ですが、学校には年間スケジュールもあり、年度初め、年度末、学期初め、学期末、各種イベント行事など、その時期により業務の内容、質、量の違いがございます。また、適時、児童・生徒対応、保護者の対応などもあり、ばらつきがございます。特に管理職である校長、教頭はその業務の性格上、勤務時間が長時間となっております現状でございます。

しかしながら、これまでの様々な手法で取り組んできた働き方改革により、段階的ではございますけれども、勤務時間の縮減につながっており、教員が授業準備や子どもたち1人に関わる時間を確保することで、子どもたちの学びの充実やきめ細かな支援につながっていると考えております。

教育委員会としてのこの現状を踏まえた今後の働き方改革への対応でございますが、これまでのような取組を通じて見えてくる課題、問題点を分析し、国や県の方針に基づき、保護者理解も深め、学校と教育委員会が連絡を密にし、さらなる働き方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

それから2点目でございます。三つの小学校の在り方について。

平群町には三つの小学校があり、それぞれ地域、学校区、児童数、学校運営等様々な面で特色、特徴、違いがあると思っておりますが、教育委員会としての三つの小学校の在り方についての考えとのお尋ねでございますけれども、議員お述べのとおり、本町には3小学校があり、立地場所、児童数、地域特性、学校運営などそれぞれ特色、違いがございます。

基本的には平群町教育大綱を大きな方針として、毎年度、教育委員会が定める「学校教育の指導の重点」という教育方針に基づき、各学校において学校の経営方針、教育課程、カリキュラムなどを策定し、それに基づき、運営が行われています。英語教育やICT教育、SDGsなど、重点的に取り組む事項については各小学校が共通して取り組むこととしております。

なお、本年8月29日にSDGsをテーマに、町内小中学校の児童・生徒が集い、学んだ成果の発表や、お互いの意見交換を行います、へぐりこどもサミットの開催を予定しているところでございます。

教育委員会としましては、それぞれの学校の特色ある学校運営が進められており、引き続き、現在の3小学校の体制で、学校運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長良君。

○4番

御答弁ありがとうございます。

僕、中学2年生の子どもを持つ親として、また、子どもがいろんなパンフレット、学校からもらってくる。奈良県教育委員会からのお知らせ、教員の働き方改革に御協力ください。奈良県全域の考え方もあるけれども、我々、今、1万8,000人の町民を抱える町としてね、僕は西小学校に学ばせた子どもが3人いてるんです。先生方がね、山を登って、大阪のほうを見せてあげたり、それぞれ、南小学校は南小学校で特色があり、北小学校は北小学校で思い出をつくってくれてると思う。ただ、その中で「住んでよかった。ここで育ってよかったな」と思ってやれるように、ゆとりを持って、これからも教育委員会には頑張ってもらいたい。それにはやっぱり先生方の気持ちのいい教育環境を整えてやり、子どもに心を配ってあげられる余裕のある先生方をつくってやってほしい。そういった思いから、この2点を質問させていただきました。

この6月期、9月からまた、次の次年度に対するテーマ、いろいろあると思います。施設のこと考え、人間のソフトのことを考えて、大変だと思いますけれど、これをまたステップとして、教育委員会総意の下、子どもたち真ん中社会つくってあげれますように、先ほどの答弁も、サミットを開いてやる、いろんなことをやってあげてほしい。思い出づくりに寄与するように教育委員会にはお願いして、僕の質問はこれで結構ですので、どうぞ頑張ってください。よろしく申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、長良議員の2項目めの学校防災についての御質問にお答えいたします。

1点目の避難所としての必要な機能の確保について。

まず、避難所は国の取組指針である避難所運営ガイドラインに基づき、避難所の運営整備を行っております。その中で、各学校施設の体育館については避難所として指定しており、災害時には地域住民の受入れに対応するため、保存食や飲料水、必要なスペースを確保するためのパーテーション、簡易トイレ、毛布等の生活関連物資の備蓄をしております。

2点目の体育館の防災機能及び3点目の被害を最小限にとどめる減災についてでございます。

体育館については、電気、水道など一定のインフラが整っており、耐震化もされていることから、避難所として重要な役割を果たす施設となっております。災害時には早期に避難することが必要であることから、必要に応じて迅速に避

難所を開設できるよう、平素より学校の施設管理者と防災部局の連携に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長

長良君。

○4番

御答弁ありがとうございます。

僕が一番、教育を終わり、なぜ学校のことを言うか。もう僕は平群町がね、今、財政の厳しい中で何としてでも、いろんな年齢の方々が小学校や中学校、これから防災で、こうやって避難所入ってくる。子育てしてる親はしょっちゅう体育館や学校の施設を見るけれども、これからいろんなことで、災害で利用されたときに、平群町こんなんできてへんのかって思われるよりも、できることならば準備をして、やはり教育施設とあれども行政の面で直してやってくれるんなら直してやって、やはり横を連携することによって丸い輪ができるんじゃないかなというのが2番目のテーマなんです。

僕は小学校の体育館、運動場を利用してぱっとトイレに、体育館の施設入る。故障してるところがもしあったら、こんなんかと思われぬように、申し訳ないですけども、総務部、多岐にわたって連携取ってると思いますけども、そういうことをぱっと目に入らないように、申し訳ないですけど、連携取って頑張ってください。どうぞよろしくお願いします。僕はメインはこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、長良議員、大きい3項目めのごみ減量化についてお答えいたします。

まず、1点目のリサイクルステーションの現状についてです。

現在、町内で3か所開設しております。開設を多くの住民の方々に知っていただき、利用していただくために、広報紙にリサイクルステーションのチラシを入れるなど、周知を図っております。年末年始を除き、24時間利用可能であり、北部、中央、南部と3か所設置していることもあり、時間的にも地域的にも利便性向上を図れるようになり、各拠点の資源ごみの回収量も徐々ではありますが、増加してきております。今後は、リサイクル向上の視点からもさらなる可燃ごみの減量化にもつながるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、分別収集方法についてです。

ごみの分別としては可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、リサイクルとしての瓶類、缶類や容器包装リサイクルとしてのペットボトル、発泡スチロール、トレイ、廃プラスチックがあり、定期的な収集を行っております。また、紙類の新聞、本、雑誌、紙パック、段ボール、アルミ缶、衣類については、集団回収として実施していただいております。

なお、集団回収等に出せない方は町内3か所のリサイクルステーションを使っただき、紙類と陶磁器類の回収を行っております。

今後も「混ぜればごみ、分ければ資源」の考えに立って、効果的、効率的なリサイクルができるよう努めてまいります。

最後に、焼却炉の状況についてです。現在、清掃センターの焼却炉は長期にわたり運転をしており、老朽化の対策も重要な課題となっております。毎年、老朽箇所優先順位をつけ、整備工事を行っておりますが、焼却能力は新設時の半分程度まで落ち込んでおります。今後も実施可能な範囲において整備工事を行いながら延命を図ってまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○4 番

御答弁ありがとうございます。

コロナもウィズコロナの時期に入りましてね、我々議員も度々いろんな催しもんに出してもらえるようになってきました。コロナも5類相当ということでね、どんどんどんどんこれから町の人たちも新しい生活様式を考えながら生活されていく。その中でイベントをして、住民生活課の方々もこうやってごみ減量化やいろんなことをしていただき、町の人たちがどんどんどんどんこれから町へまた出ていく、そういう時期に変わっていくと思います。

そのときに、今までコロナでいろんな施策を役場は打ってもらい、いろんなほかの市町村と比べて、こうやな、ああやなというのはあったと思うけれども、これからまた、自分たちが今までじっとしてたところを活動するに当たって、やはり、さっきの2番の話や3番目の話、生活が普通の形にだんだん戻ってきた中で平群町の役場は町民の方々にどんなことをお返しできるか、それを見せよう。僕も2期目に入り、こういった形で頑張って、皆さんにやってるんですよ、また、役場もこうやってやるんですよという取組を見せてもらいたい。そういったテーマからの6月の質問です。

したがって、焼却炉はもう喫緊の課題やと、最後、部長おっしゃいましたけ

ど、もしものことも考え、次のことを備え、指針を持ってやってやってください。もうそれ以上に突っ込むことも僕はまだまだできませんけれども、毎日の生活を守ってやる。それは一番大事なことやと思いますんで、どうかこれからもね、いろんな形で多方面にわたって目を配ってあげてください。どうぞよろしくお願いします。これで僕はこれは結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めのこれからのまちづくりについての御質問にお答えいたします。

財政面の方針としましては、平群町緊急財政健全化計画に基づき、歳入歳出両面にわたり改善を図っていくこととしており、特に義務的経費の削減を図り、また、計画期間中は投資的経費の抑制を行い、財政運営の安定的な基盤づくりに努めております。

ただ、このような状況ではありますが、中学校の長寿命化対策の実施や生活道路の整備、新庁舎建設のための基金積立等、必要不可欠な事業については取組を進めております。今後も限られた財源の中で様々な準備や必要な投資を行いながら、将来に向けたまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

○議 長

長良君。

○4 番

御答弁ありがとうございます。

これ、最後、僕はもう2期目の1回目のテーマとしてこれからのまちづくりということで最後締めたんですけども、僕は2期目、こうやって当選させていただいてね、町長も当選して今2期目と。令和5年度予算配分して、初めての選挙が終わって、また新しい議員さん、質問されると思います。僕も1期4年間勉強させていただいてね、できることならば、ほかの市町村に比べて、いろんな意味で勝ってるところもあるけれども、負けてるところもある。

僕は1期務めさせてもらったときにいろんな財政支援、国からさせていただいて、僕は今日、昨日やったかな、おとつい、ほかの奈良県下の市町村で、財政、国からの支援のやつで給食費を1学期間かな、無償にするというのをスマホで読みました。平群町はもう去年やらしていただいた。いろんな施策を準備して、平群町は平群町なりにやってるけれども、これから皆さん出入り激しくなりますから、みんな元気になってきたときにね、本当にやってたんですよと。言う我々もやってた。それをもう一つ足す。そして魅力的なまちづくりにしていく。

僕は諸先輩に一つだけ、最後付け加えさせてもらいたいんですけども、20年ほど前に新しい168ができて、将来の将来の投資といっても、この僕が平群町に住んで20年になって、ビッグができたり、駅前、あの周辺、どんどんどんどんにぎわいます。今、目の前のもんだけの投資、できるやないかと言われても、その先も見据えて町はやっていただかないと、将来を背負ってる行政ですから。

そういった視点で最後、これからのまちづくりについてであったんです。申し訳ないですけども、決算終わって、次の準備に入る前に一言くぎを刺すようですけども、長期的な展望を見ながら、できる限りのことをしてやってください。目の前であれしてあれで、これしてあれというのは我々の仕事の一部なんですけども、その代わり、こうなんですよと説明してやって、しゃあないなと思ってもらえるような形で、理事者側からは答弁してほしい。僕らも実情を町民に知らせながら、いい知恵をもらって、また9月議会、質問させていただきます。どうか頑張ってください。

僕の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

9時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時27分)

再 開 (午前 9時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号9番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○9番

議席番号9番、井戸太郎でございます。よろしくお願いいたします。

平群中学校裏門前の横断歩道もしくは横断帯の設置について。

平群中学校北側、裏門前の横断歩道もしくは横断帯を設置すべきと考えます。地元自治会、地元平群中学校PTA、連合PTA、そして平群町が数年にわたって要望しています。しかしながら、警察協議で却下されました。事故が起これば、設置を却下した奈良県警本部の不作為による責任があると考えます。

そこでお聞きします。

県警本部はなぜ設置をさせないのでしょうか。

2番目、事故が起きた場合、具体的に奈良県本部のどの部署の誰がどのような責任を取るおつもりでしょうか。確認したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の質問にお答えをいたします。

一つ目のなぜ設置しないのかについてですが、平群中学校北門付近への横断歩道の設置については、過去、複数回平群町連合PTA等から要望を頂いており、安全対策を西和警察署とも協議を重ねています。

警察としては、設置要望箇所が勾配が急な坂であり、坂の上側に当たる西側交差点より進入した際の距離も短いため、車両の制動距離が取れず、かつ、車両からの見通しも悪いため、道路交通法等の規定に基づく交通規則を実施する場合の標準が示す交通規制基準を満たしていないことから、設置することにより交通事故が発生する危険性が増す可能性があるため横断歩道を設置できないとのことでございます。

また、横断帯、いわゆる横断指導線の設置は道路管理者によって実施されますが、町といたしましても同様の理由により設置できないと判断しております。

ただ、中学校への横断については何かしらの措置を講じる必要があると考えておりますので、要望箇所への設置は無理といたしましても、代替案として現在、西側の三差路付近にて横断歩道設置に向けて、警察、道路管理者、教育委員会等と協議中でございます。

二つ目の御質問の事故が起きた際の責任の所在についてとのことですが、交通事故はあくまで車両の運転者や歩行者等の間で起こることであり、交通違反の有無に関わらず、その原因は当事者のモラルやマナーによるものであります。よって、法律上、必要な標識の未整備や道路の陥没等、明らかな管理上の不備がない限り、警察や道路管理者に対する責任はないと考えます。道路の通行または横断時における安全対策については、町、警察及び道路管理者の間で密に連携、協議を行いながら有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長

井戸君。

○9番

この件というのは、まず、決定権があるのは奈良県の本部のほうですよ。ほんで、交通安全会議とかはその下というたらおかしいですけど、決定権のない西和署の方が来られるので、そうなってくると、ちゃんとつながってるのかなという疑念がございます。既に事故も起きてるのにもかかわらず、じいっとしてると言ったらおかしいですけど、どうなのかなと思うので、ちょっとそこでお聞きするんですけども、町としても強い要望を重ねて、でも、町も今、違うという答弁でしたよね。町もつける気があまりないという。すみません、ちょっとそこの確認、お願いします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

町としての考え方ですけれども、要望されている正面の場所には設置することは不可能であろうと。ただ、中学校への横断については必要であるというふうに考えておりますので、現在、坂の上の西側の辺りで横断歩道を設置できないか等の協議を重ねているというところでございます。

○議 長

井戸君。

○9 番

ということは、連合PTAの要望と町の見解も違うということですよ。少しの部分ですけども。

問題は、あそこに横断歩道がないと中学校の下、梨本とかあの辺から結構来てますけども、私もつい数日前ですかね、ちょうど登校時間で通ったんですけども、みんな下の横断歩道通ってない。下の横断歩道通っちゃうと上で通れない。上で何も無いからですね。だから中学校の橋の下、だから、中学校の北東の角ですね。そこに、一番最短距離になる部分のところに横断歩道がないので。ちょっとずれたらあるんですけどね。5メートルほどずれたらあるんですけども、その横断歩道に行かないということも生じてしまうので、やはり、教師から見て、指導にしてもちょっとやりにくいんじゃないかなと。実際そのような声も先生方から聞いております。

県警がやる気がないのであれば、例えばですけど、これは法律上ちょっと微妙なラインかもしれないですけど、白い線を町が引くとか3本線を引くとか。2本線はちょっと横断帯と間違われるので。要は法的な根拠はないですけども、一旦停止とかそういうのもないので、町独自で線を引くというのは、どうかなとは思ってますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

町独自で線を引けばというような御意見であったかと思えます。

先ほどの答弁でもお答えいたしました。当該要望箇所については、警察の基準を満たさないということで横断歩道が設置できない、したがって町としても横断線等の設置はできないというふうな判断をしておりますということでお答えさせていただきました。

ただ、繰り返しますけれども、道路の南北の横断については一定、必要な措置を講じるべきであろうと考えているところなので、警察を交えた協議を続けておると。また、今後も通学路の安全対策会議等で議題に上げてもらった中で、横断については進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議 長

井戸君。

○9 番

町としてのというか、そういうことですが、地元でなかなかね、地元自治会にPTA連合に平群町もという状況なので、ぜひともそこはきっちりと進めていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで結構です。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

10時ちょうどまで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時50分)

再 開 (午前10時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく3点通告をさせていただきます。行政側におかれましては明確な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、デマンドタクシー実証運行の進捗状況についてであります。

既存の公共交通機関などでは支援でき得ない高齢者を支える地域福祉事業として、デマンドタクシーが運行、現在されております。多くの高齢者が登録をしていただきたく、令和5年3月議会において、「介護保険料を御負担していただいている65歳以上を対象とし、公平性を確保しながらデマンドタクシーの運行をするべきであって、利用登録時に条件を撤廃すべきである。また、住民が切望されている、特に大型病院への運行予定をどのように考えているか」と質問をいたしました。

担当部長は、「利用者の条件撤廃については、介護保険料を御負担いただく65歳以上を対象とし、公平性を確保するために条件を撤廃してまいりたいと考えています。また、近隣の総合病院の運行区域の拡大につきましては多くの皆さんから要望があることは認識しております。実現に至るまでは町全体の公共交通の在り方を十分に検討し、地域公共交通会議での理解、合意を得ることが大前提となります。実証運行の最終年となる令和5年度において、住民の皆さん方の要望を十分に受け止めた上、必要に応じて各関係機関とも協議の上、令和6年4月からの本格運行に向けてより利便性の高いデマンド型乗り合いタクシーを目指してまいります」と答弁をされました。

そこでお聞きをいたします。

1点目、登録時の条件撤廃はいつ頃を御予定されておられますか。

2点目、近隣総合病院の運行区域拡大等の実施に向けてのスケジュール及び事業内容をお聞かせください。

大きく2点目につきまして、ドローン導入に向けての管理運用についてであります。

令和3年12月議会に初めて、「早急にドローン導入」の提案をさせていただきました。その当時の質疑の内容は「自然災害が激甚化する中、被災地における情報の把握や初動対応の迅速化、施設の被害状況の正確な情報の把握、さらには救援活動のスリム化、軽減などがあります。導入に際し、町職員が操縦の技術を取得することが必須である」との質問に対し、「2次災害の防止、また公共施設の点検、行方不明者の救助活動、広報活動、まちづくりなどにドローンは様々な分野に活用することができます。しかし、ドローンは手軽に購入できますが、ルールがあります。いつでもどこでも飛ばしては法律違反になりますので、まずは町職員が操縦技術を取得することが必須であります。本町において緊急事態発生時に住民の生命、財産を守る一助としてドローンの活躍が期待され、導入すべき」との質問に対して、当時の担当部長は「ドローン導入の可否について調査研究をしてまいります」との御答弁以来1年半が経過をいたしました。

また、今議会で令和5年一般会計補正予算に地域防災力向上事業として、予算、国庫補助金500万円が計上されました。そのうちドローン導入関係といったしまして約180万円、これは消防団の向上推進事業が措置されています。住民の生命、財産を守る一助としては大いに期待されます。

そこで、改めてお聞きをいたします。

1番、ライセンスを取得するにおいて国土交通大臣の許可、または国土交通省からの認可を受けた民間団体があります。本町の場合は、防災協定を締結している民間団体は国土交通省が定める無人航空機操縦士試験の講習を行うことができますので、昨年、町職員及び消防団員合わせて5名が受講し、ドローン操縦者技能証明書を取得されたと聞いています。

今年度においてはドローン購入を2台、80万円並びに資格講座16人分100万円が計上されていますが、まず、ドローン購入後、総務防災課で保管されると思います。そこで、緊急事態発生時、ドローンの実施運行はどのように考えておられますか。

続きまして、2点目、昨年、5名が資格を取得したと聞いていますが、無人航空機にはルールがあり、一部法律違反になると思われれます。現状としては、ドローン操縦者技能証明書の飛行形態の取得状況を聞かせていただけますか。また、新規の取得予定はどのようになっているのか、お聞かせください。

3点目、ドローン購入後の安全飛行に向けての日常の訓練はどのような体制でお考えですか。また、ドローン機体の破損並びに人身、物損事故等による被害者の補償の対応はどのように考えておられますか。

続きまして、大きく3点目、不要コミプラの防火水槽計画は。

大型開発された住宅地のコミプラは12施設が現在廃止されています。現在は三郷町が底地の北信貴ヶ丘1か所と緑ヶ丘1か所のコミプラが稼働をしております。

昨年の6月定例議会において「コミプラ稼働中の管理団体と廃止後の土地所有者との関係は」に対し、町は「明確な答弁をすることが困難でありますので、しばらくお時間を頂きたい。調査し、次回の9月議会で回答いたします」との御答弁でありましたので、昨年の9月議会でお聞きしました。

町は公共下水道編入後、不要となるコミプラに際し、地域住民への説明では「住民の負担が大きくなることから最低限、汚泥の清掃及び機械の撤去を行っていただき、地元と協議しながら利活用を考えていきたい」と説明をされました。「具体的には防火水槽への転用などが考えられ、内部調整や関係機関の協議が必要ですので検討してまいります。また、一部廃止に当たり、長期間放置したままで申し訳なく思っております。利活用の具体的な年次計画を作成してま

います」との御答弁でありました。

約9か月が経過をいたしました。不要になったコミプラに対し、1点目、転用計画の進捗状況についてお聞かせください。

2点目、最低限、汚泥の清掃及び機械の撤去などを行ったコミプラ施設の管理は町ですか。

3点目、本年度予算になぜ防火水槽への転用予算が計上されていないのでしょうか。

以上、大きく3点、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の1項目めのデマンドタクシー実証運行の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の登録時の条件撤廃はいつ頃の予定かについてでございます。各関係機関等との調整が整いましたので、6月下旬の公共交通対策特別委員会及び地域公共交通会議に報告した後、速やかに条件撤廃の周知を行いたいと考えております。なお、令和5年8月1日より実施したいと考えております。

次に、2点目の近隣総合病院への運行区域拡大等についてでございます。スケジュールについては各関係機関と調整を進めており、6月下旬の公共交通対策特別委員会及び地域公共交通会議で説明の予定をしております。事業内容については、まずは要望の多い近大病院への運行区域の拡大を考えており、近大病院へ運行する場合、秋頃開催予定の生駒市公共交通会議での承認を頂く必要がありますので、その後、公共交通対策特別委員会に説明の上、地域公共交通会議に諮っていきたいと考えております。なお、併せて、介護保険事業計画等策定委員会にも説明をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、登録時の条件撤廃はいつ頃ですかということで御答弁、今頂きましたけど、8月頃からもうやるということで、実施しますということで、それについては介護保険料のどこへ送付されるというふうに私は認識、理解しますので、この件については、まず、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

2点目につきましては、今後もひとつ、これについては非常に皆さん、住民

にとっては要望が高い話でございます。しかし、今ありましたように、今の地域公共交通の事業者がおいでになります。その調整も必要でしょう。それと生駒市の地域公共交通会議のほうの了解も一つ、必要ということでございますので、非常に難しい問題もあると思いますが、ここには想定ですけれども、大型病院2か所あるわけでございますが、1か所のほうのような提示されてるんじゃないかなというふうに理解もします。

これにつきましては、今度、20日の日、公共交通会議を議会のほうでされるということをお聞きしておりますので、今、皆さん、私もその資料を持っておりませんので、そこで詳しく具体的に、あとはなぜ近大だけやというふうなこともあると思いますので、そこら辺、皆さんの御説明もお願いしたいなど、そこでも審議していきたいなというふうに思います。

この件については、もう7,100人ほどの65歳以上の方がおいでになりますのでね、高齢者の地域福祉の事業としても大いに期待されるところでございます。より一層、今後は、今、タクシー2台でございますが、まだまだ増えていくように思います。しかし、このお金につきましては介護保険の事業でございますので、介護保険事業計画策定委員会でもひとつよろしく御理解のほどを頂くよう、よろしくお聞きしたいなと思っております。

高齢者を支える地域福祉事業として利便性の高いデマンド交通が令和6年4月から、来年の4月から本格運行されることを大いに期待をしておりますので、よろしく、担当者はお聞きを申し上げます。

この件はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めのドローン導入に向けての管理運用についての御質問にお答えいたします。

1点目のドローンの実施運用について、災害時には迅速に対応可能な消防団員や災害関係職員での運用を予定しており、今後は災害時における情報や被害状況の把握の活用を生かしてまいりたいと考えております。

2点目の飛行形態の取得状況について、令和4年度は、消防団員4名と職員1名が飛行の基本コースを取得しており、令和5年度は新規取得として、消防団員と災害関係職員約16名の基本コースの受講を予定しております。また、令和4年度の資格取得者については、夜間飛行などの追加の受講を予定しております。

3点目のドローンを導入後の日常訓練についてでございます。消防車両の点

検時に町と防災協定を締結している民間団体に指導を受けながら、ドローンの操縦訓練を検討しております。また、ドローン飛行時による事故などの対応については保険加入を予定しております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

基本的に5人の方がドローンの研修を受けられ、取得されたということでございました。

このドローンも今、私、先ほど質問いたしました中で、この基本の操縦の免許証というのを取得しただけではドローンを飛ばすことは違反になるわけでもございました。この5名が取られて、また、今後16名の中にその5名も入っておられると思いますけども、今度は夜間とか、それとか目視外の技術免許証が必要となってきますので、それで初めてドローンが一般的に操縦できるということであります。平群町、禁止区域いろいろ調べましたら、そういうところが該当はしないと。それも基本的には150メートル以内とか、いろんなそういうルールは皆さん、ちゃんと守っていただけるもんやと思いますので。

僕、思うのは、ここでドローン自身が今後、いろいろ活躍、活動してくれることがたくさんあると思います。これは人命に関わること、たくさんあると思います。その人のいろいろ、最近の事例を見ますとね、令和5年4月5日に榎原地区で林野火災が発生したわけでもございまして、私も若井に住んでおりますので、すぐに行きました。現状、分からないわけ。どこで火災発生してるか消防団員も消防署も分からない。何でって、軽四しか入らないところで発生してるから消防車入らないわけ。そういうとこでしたらドローンあったらなというふうに私も思いました。

それと、5月8日に大雨警報が発令され、そのときに警報時の対応では土砂災害、倒木、河川の被害状況が安全、後日ね、確認できたんじゃないかなと、そういうこともできます。また、5月22日には高齢者の方が行方不明になられた。そのときには消防団による捜査をされました。5月28日はまた、福貴地区で林野火災が発生したわけでもございます。

それと、6月、先ほどありました2日にも大雨警報が発令されたわけでもございます。発令されてれば、雨が降ってるときはドローンは今、飛ばせないということもあります。そら、高級なドローン買わな飛ばせないわけでもございますが、雨がやんだら災害状況はすぐ、ドローン通ったら平群町内がじきに把握できますのでね。

この時代、住民の生命、財産を守るにはドローン導入はもう絶対必要不可欠なものと私は考えて、ちょうどおとしかな、一年半前にもうドローンを導入すべきということを提案させていただいて、国のほうから今回、補助金がもらえ、80万円の補助金でドローン購入されるということやけども、ここで一つお願いしたいねけど、ドローンの種類たくさんありましてね、私も現物をいろいろ見ましたけども、80万円で2機買われるというふうに聞いているけども、40万円ぐらいのドローンやったらと言ったらいかんけど、赤外線とかね、夜間のドローンの操作とかいうのは非常に、40万円のドローンではでき得ないということは担当職員も認識されてると思いますので、やっぱり百何十万円出さなね、ちょっと無理な話や。

そら、夜になったら行方不明者は一日も早く探さないかん場合がありますんでね、そういうことも踏まえながら今後、今後ですよ、今後はそういうもんも、俺、購入すべきやなと思います。その前にやっぱり技術だけね、技術はそれは鍛錬してくださいね。そこで今、第3分団の方、本部の方、ほんで今度16人やさかい消防団員も入ってるということの訓練のお金でございますので、ひとつ、よろしくお願ひし、一日も早く、訓練の鍛錬されてね、そういう災害とか発生した後の状況をいち早く察知し、住民の生命、財産を守る上の一助と活躍していただくことを御期待をしております。

この件はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続きまして、馬本議員御質問の3項目め、不要コンプラの防火水槽計画はについてお答えします。

1点目の計画の進捗状況についての御質問です。

昨年9月議会の議員の一般質問において、「今後、計画を立てて」という答弁をしておりますが、廃止施設が多く、また、施設ごとに個々の状況が異なることから、現時点で具体的な計画には至っておりませんが、令和5年度末で緑ヶ丘地区5か所の公共下水道編入が完了することになりますので、まずは緑ヶ丘地区の消防水利弱点地域の解消と安全性確保の観点から、A地区、これは緑ヶ丘ショッピングセンター前ですが、そこから順次、防火水槽に転用したいと考えております。

2点目の廃止したコンプラ施設の管理者は町ですかとの質問ですが、管理者は平群町であります。施設の転用が完了するまでは下水道係で管理を行います。これまでも通学路に近接し、雑草が繁茂した場所など、通行に支障がある場所

は自治会と協働して樹木の伐採、草刈り等を行っています。施設によっては、そのまま放置すると危険を伴う施設もありますので、安全対策を施した上で計画的に転用してまいりたいと考えております。

3点目の今年度予算に計上されていないのはなぜかという御質問です。

令和5年度の予算編成において、前述の緑ヶ丘の消防水利の弱点地域の解消を図れるところからと考え、緑ヶ丘ショッピングセンター前の施設を防火水槽へ転用するための予算要求を検討いたしました。町全体としての予算編成の中で予算化には至っておりません。限られた財源の中で、優先度の高いところから順次予算化し、防火水槽への転用を図れるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

1点目について、年次計画を立てますよというふうに御答弁を頂いたわけですが、地域によってコミプラは、いろんな地域、繁茂してんの、いろんな立地条件違うので立てていないということをおっしゃるけども、それは言い訳。駄目ですよ。ここで約束した以上は、「年次計画をつくりまします」とおっしゃった以上は、明言された以上はそのとおり今後は執行してくださいね。

2点目については、どこ管理やということをおっしゃることは、コミプラがなくなった場合、機能しなくなった場合、自治会に中の汚泥は抜いてください、機械を取ってくださいというて、町とのやり取りの中で向こうの自治会がそのように執行された施設については、あえて聞いてるわけ。なぜなかって、事故起こったり、いろんな問題が起こったらいかんので、平群町ということで今、明言されましたんで、これは速やかに12か所については点検すべきだと思いますよ。恐らく11か所だと思います。竜田川ネオポリスはそのままもう防火水槽なっておりますのでね。あと11か所は速やかに、この議会終わったら、ちょっと現状を皆、見に行ってくださいね。もう平群町の施設でございますんで。

それと3点目、ここで予算計上、何でせえへんかったかなというのは非常に残念に思います。僕にしたら計画立てて、一応一つなりと予算計上されたんじゃないかなと思っておったわけやけど、そこで、町長、ちょっと思いますねけどね、僕、町長は、火災発生時には消防水利の強化というのは絶対必要やということをおっしゃってるわけや。そのためにもコミプラを転用として防火用水に変えますと。今、防火用水ね、新設すれば1,000万円はかかると思う。最低40トン要るんやからね、防火用水という基準はな。1,000万円

ほど要るんちゃいますか。それが今度、それを防火用水に変えますと言うておられるんやから、そこら辺も鑑みてね、なぜ町長は消防水利の強化やと言いながら5年に予算計上されなかったのかということは、非常に私にしたら残念。まして、長い間、今現在もほったあるわけや、11か所は、そのまま。これ、そういう経過もね、町長、考慮していただいて、町長として御答弁いただけますか。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

計画ということで、昨年9月議会中に、今後計画を立てていくと答弁しながら、計画を立ててなかったことに対してはおわび申し上げたいと思います。また、年次計画を立ててまいります。

それと、予算に計上しなかったことにつきましては、厳しい財政状況の中、限られた財源で予算配分を行う中、予算措置には至りませんでした。消防水利弱点地域で防火水槽への転用は消防力の強化と地域住民の安心安全につながることから、予算確保に向けて努力してまいります。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

何の努力すんの。

○議長

町長。

○町長

必要な予算確保に向けて努力してまいります。

○議長

馬本君。

○12番

なぜあえて聞いたかというのと、努力でもいろんな努力があんねん。前向きに検討しますも努力や。基本的に言うて悪いけどね、当初予算に計上されなかった自身がお話になりませんよ、そんな話。

町長、今、言うたやん。地域住民の火災からの安心安全な消防水利は確保するんやと。そこまでおっしゃっていただいとるならね、速やかに、前向きに、この予算計上については速やかに前向きに検討してまいりますとかね、そうい

う答えが、これは紳士的な議会の審議ちゃいますか。何でも財政ないねん、財政ないねん。住民の。あなた方が十数年間ほっといたコミプラもあるんですよ。11か所には10年以上のコミプラたくさんあるんですよ。そのまま今11か所、放置してあるやんか。そこで事故起こったらどないすんの。それよりも火災起こったらどないすんの。

消防水利の強化のために下水道編入してください。地域住民の方にね、下水道編入してくださいよ、その代わりコミプラについてはうちの防火用水として利活用させていただきますんで、中の汚泥並びに機械は全部撤去していただいて、中を清掃してください。その代わり、あとは防火用水として地域住民に寄与するためにうちの町はそれを利活用させていただきますと約束してあったんちゃうのかということ言うてんねん。

それで、何で計画は立てへんかった。努力はしていきますって、何の話やねん、これ。それはね、僕が一般質問、最初、1回目、これについて質問したときの話や。もう何回してんの、これ。というので、町長、再度、その点も踏まえて御答弁お願いします。

○議長

西脇町長。

○町長

予算確保と、これにつきましては前向きに検討してまいります。

また、11か所についても安全管理の点検をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

それが真摯ある答弁だと思います。前向きにということで、検討していくという御答弁いただきましたので、速やかな予算計上をお願いしておきます。一日も早く、町管理の防火水槽に転用され、地域住民が火災から守られる、また、安心安全な地域になるためにもひとつよろしく願いをし、今後、一日も早く予算計上を祈念して、この質問についてはこれで結構でございます。

以上をもって、私の三つの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時27分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号2番、須藤君の質問を許可いたします。須藤君。

○2番

皆さん、こんにちは。須藤でございます。初めての質問でして、いろいろ要領が分からんところがございまして、特に質問がちょっと長過ぎたというアドバイスを頂いてまして。特にウォーターパークの件については、先日の文教厚生委員会のほうでやり取りもさしていただいております。ということもありまして、部分部分については再質問は控えてですね、なるべく時間内で終われるようにしたいと考えております。

1点目なんですが、ウォーターパーク廃止問題について。

先日、文教厚生委員会、若いお母さんが見えになられて、しっかり意見を述べられました。私は特にプールについては存続をしたいということで、質問をさせていただきます。

まず、1点目、廃止理由とした金額について。

ウォーターパークは住民、特に若い世代の要望は極めて高く、平群町の魅力の一つになっていました。町の資産としても高額であります。廃止に当たって、住民には「平群町ウォーターパークの今後の在り方」という文書のみであったと。

廃止とする大きな理由の一つとしては5億円ないし6億円という多額な補修費がかかるということ、もう1点は利用者の減少とされましたが、高額な資産価値を持つウォーターパーク施設の廃止理由の2点とも大きな疑問があります。高額な町資産の廃止理由を検証し、有効利用を考えた場合には施設の再開も再検討すべきであると考えます。

質問です。

1点目、平成28年にヤマハから提出されたとする概算書、それと「今後の在り方」の二つの金額で相違点は、実は壁面塗装費の507万6,000円だけではないでしょうか。

2点目、ヤマハ概算書以外の機器類の補修費の根拠は存在するのでしょうか。

3点目、「在り方」文書は撤回し、住民に再度意見を問う必要があるのではな

いですか。

(2) 廃止理由とした利用者数減少について。

廃止の理由のもう1点は利用者の減少であります。令和元年の振興センターの報告書に「ここ数年、天候の激変や雨天の日が多く」と記されています。プール利用が減少するとされる30度以下の日が、最高気温です、平成28年には4日だったものが令和元年には15日。この15日、すみません、正確には12日なんですけど、プラス3日間は天候が不順だったという記述がございましたので、15日にさしてもらってます。

質問の1、プールは気温による影響が大きく、明らかな減少とは言えないのではないですか。

(3) ウォーターパークの再利用について。

現施設の再稼働は、令和元年のヤマハ、オーヤラックス社の報告書を見てもプール槽の補修は済んでおり、機器類の確認も行われています。主な機器の故障等はろ過ポンプの2台とウォータースライダー関連のみであり、再開は可能であると考えています。ウォーターパークの有効利用、少子化対策として、利用を継続しながら十分な調査、保全計画の見直しをすべきだと考えています。当面、プールを再開するなら、私は必要な金額は500万円程度であると考えております。

質問の1、令和4年の再精査の内容で、不要不急及び工事不可能な金額が含まれているのではないですか。

②町の今後10年、20年後の年少人口の見通しから、夏季の水遊び施設は重要ではないですか。

大きく2項目め。令和元年のプール水の衛生管理について。

令和元年8月27日午前10時10分に着水プールなどの水質検査で、一般細菌数が水質基準の200CFU、菌の群数という意味です、を30倍以上超過して6,000、別のプールは7,000と報告されていたと。

以下、質問でございます。

1点目、この報告書を教育委員会は同年何月何日に受け取ったのですか。これ以外にも水質基準違反は発生しているのですか。

2点目、事故確認後の対応はどうなっていますか。

3点目、令和元年の振興センターの報告書に一切の記述がない。これはこの件に関する記述でございます。なぜ記録がないのですか。

④県のプール施設基準で濁度を適正に維持するため、ろ過装置の必要な通水量が不可欠であります。ろ過装置の運転記録で通水量は幾らになっていますか。

大きく3点目です。メガソーラーの問題について。

(1) 事業者の姿勢。

奈良県から林地開発再許可を受けて、事業者、協栄ソーラー社は4月1日に住民説明会を開催し、5月中にも工事を再開したいと言っていました。説明会で事業者は、(1)送電線の平群北小学校、西向の町道ルートの変更について、2点目、洪水調整池容量の不足の調査について発言をしました。この2項について、4月14日、協議が行われました。調整池容量については、考える会から、計算資料を持ち帰り、5月連休明けに回答する旨、約束をしましたが、5月18日に約束どおり早急な対応を求めましたが、6月5日になっても連絡は来ていません。現在、今日の時点でも来ておりません。

これだけ大規模な工事を行う事業者が2週間以上もたって、電話一本、連絡すらしてこない。社会常識も通じない会社であると言わざるを得ません。

①町太陽光条例第5条「設置事業者の責務」として、「地域住民及び周辺住民等との良好な関係を保たなければならない」という条文がございます。この責務を果たしていないのではないですか。

②6月2日の線状降水帯による大雨の影響で、平群町に土砂災害警報が発令されました。生駒平群太陽光発電事業に伴う協定書に基づき、第2条で「甲、平群町は合理的な指示を行い」とされています。今回の事態に対して町はどのような指示を事業者に行ったのか。また、事業者側からどのような対応策等の報告がありましたか。

③町は、洪水調整池の容量について確認、協議は行いましたか。

(2) 町道占用について。

2021年3月に、事業者は自治会役員の前で同意書、「添付の必要性は知っていたが、同意書なしで提出したら町から許可を頂いた」というふうに言っています。3年が経過して、事業者は関係自治会に説明や協議を行っていないと聞いています。

質問1、同意の取得状況及び協議内容について報告してください。

②事業者は、ルート変更の検討を住民に説明しました。町はどのように報告を受けていますか。

(3) 下流河川の流下能力検討について。

昨年12月議会で、下流河川の流下能力の確認をコンサルタント会社に依頼したものを修正しました。下流河川の安全性について検討したところ、元山山口駅西のK-12地点、たこ焼き屋さんの看板があるところなのですが、ここで秒速5メートル以上の土石流と同等の危険な流れになっています。通学路に危険な土石流が発生することになる。現在、県河川整備課によると、この危険な箇所は改修計画はない、検討もしていないということになっています。

質問です。

① K-12 地点等で、住宅地、通学路に当たる地点の 3 年確率降雨時のピーク流量は幾らになりますか。

② 県の林地開発許可基準で、3 年確率のピーク流量が河川の流下能力を超えるか否かについて調査し、河川管理者との協議が求められています。3 年確率のピーク流量が河川の流下能力を超過している地点は何か所ありますか。

③ 通学路、住宅地等の流下能力不足地点の対策はどうなっていますか。

④ K-12 地点等は県管理河川範囲であります。町として改修を県に求める必要があるのではないですか。

(4) 事業者の姿勢と町の認識について。

昨年 12 月議会で、町は平均 12% と説明しました。これは流下する下流河川の平均の勾配でございます。上流水位標高 282 メートル。補足をします。これは設置される調整池の出口の高さです。下流の竜田川合流地点の標高 69 メートルであります。流れる河川の延長は約 3 キロメートルあるので、平均 7.1% にしかありません。

問題は計算だけの問題ではないんです。下流住民の生命、安全に関わる重要な問題であります。このようなあからさまな偽装を誤りやそごと擁護するような姿勢を行政が取ることによって、行政のチェック機能を甘く見て、住民を軽視し、意見を無視する姿勢を取ることになっているのではないですか。

① 町の誤りやそごとといった認識は変わりませんか。

② 2021 年 2 月から 3 月の伐採のため、森林の持つ保水力が失われ、危険な状態が本年 1 月まで放置される事態になっています。町はこの事態に対して指導を行いましたか。

③ 工事の再開を計画していますが、事前に全住民対象とした住民説明会の開催を指導しますか。

④ 事業者は送電線に関する説明会を 5 月から 6 月頃実施する予定と約束しています。町との協議はどのように行われていますか。

以上でございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、須藤議員の大きな 1 点目、ウォーターパーク廃止問題についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、(1) 廃止理由とした金額についてにお答えをさせていただきます。

① ですね。平成 28 年のヤマハの概算書とパブリックコメントで提示した「平

群町ウォーターパークの在り方」の金額の相違点は壁面塗装費だけかとの御質問ですが、結果としまして、そのとおりということでございます。

②でございます。ヤマハ概算書以外の機器類等の補修費の根拠は存在するのにかつてですが、指定管理者及び業者から教育委員会宛てに頂いた報告書によれば、自動追加塩素注入装置の調節計の取替え、これ、25メートル、着水、直線スライダーのプールというのがございます。それと事務所内の機器、制御盤の交換、これは令和元年に応急修繕しているとしておりますが、実際に再度稼働するとなれば稼働するのかどうか不明だということでございます。

その他、ゲートシャワーの故障であるとか、幼児用プールの遊具につきましては使用不可という報告も頂いております。

それから、③「在り方」の文章は撤回し、住民に再度意見を問う必要があるのではないにかつてですが、既に条例を改正し、議決いただき、廃止した施設でございますので、再度意見を問うということは想定をしておりません。

それから、(2) 廃止理由とした利用者数減少についてお答えをさせていただきます。

指定管理者の報告を見ますと、議員おっしゃられるとおり、天候による影響もあるのではと考えますが、別の理由として、熱中症予防の関係から野外プール離れがあるという記載もございます。さらに、過去10年間の本町の児童数を見ますと、約200人減少しておりますので、これらのことも影響して減少しているのではないかなというふうに考えております。

それから、(3) ウォーターパークの再利用についてでございます。

①でございますけれども、令和4年の再精査で不要不急及び工事不可能な金額が含まれているのではとのことですが、再精査については今後20年程度使用するという前提の下で作成したものでございます。このことから、必ずしも初年度で実施しなければならない工事ばかりではございません。

また、工事不可能な金額とは2次側プール配管設備工事のことだと考えます。議員言われますとおり、2次側の多くの配管はプール槽の下にあるというふうに聞いております。このことからプール槽の入替えがなかったら多くの工事ができないと認識しております。しかし、積算に入れているのは現在約4年間運営していない、つまり水が動いていない状態であることから劣化が進んでいるのではないかと考えを持っております。先日もプール敷地内で漏水があり、相当の水量が漏れたところでございます。今後も同様の事象が起こる可能性があります。このことから、配管に損傷が発生した場合、調査費用やプール槽を一部撤去してでも改修工事をしなければならないということも向こう20年で想定されるため積算に入れておるということでございます。

それから、最後②町の今後10年、20年の年少人口の見通しから夏季の水遊び施設は重要ではないかについてでございますけれども、将来の人口対策として町の魅力の一つになると思います。しかし、本町の財政状況から見て、ウォーターパークについては改修費用、ランニングコスト、開場日数から見た効果など、総合的に廃止を判断し、廃止条例を可決いただいたというところでございます。

一応、以上でございます。

○議 長

須藤君。

○2 番

一度、部長、課長同行いただきましてですね、プール施設を見せていただきました。その際に、残念ながらですね、「在り方」の文章だとか、その前の21年ですかね、2月に全員協議会が行われてまして、このときにも金額がもう提示されておりました。町の、我々に対して、住民に対しても説明が、「在り方」という文書が出されて、金額も含めて提案をされました。

その後ですね、現地を見さしていただいたわけですが、残念ながらですね、地下にあるポンプをろ過機だと認識をされていたと。ろ過機の存在すら、場所すら分からないという状態だったんですね。そういう状態で、なぜ傷んでいた。なぜ「在り方」の文章にヤマハが含まれていなかったろ過機を含めたのか。根拠はありますか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

ろ過機につきましては、先ほど言われましたとおり、昨年夏に一緒に行かしていただいて、まだ、私も昨年4月からこちらへ、教育委員会のほうに着任したということで、はっきり申し上げまして、プールについては素人というのは、これはもう申し上げたいと思います。

その中でろ過機につきましては、補修に入れてるのかということでございますけど、これにつきましてもオーヤラックスという会社、議員も説明で言われてる、その会社がポンプも含めて管理していただいていたということでございまして、その辺でここ、向こう20年使う中ではやはり改修も必要になってくるだろうというふうなこともございましたので、入れさせていただいたということでございますけども、これにつきましては、再精査したのは私だけがやってるわけではございませんでして、一つの専門家というんですか、1級建築士の方をお願いをして、精査をしてもうた中での答えだというふうに認識しております。

以上です。

○議 長

須藤君。

○2 番

何回か話はさしていただいているんですが、一言、前回、文教厚生委員会でもお話ししたんですが、このプールのろ過機、実は私が在籍した会社の商品でございまして、私はその会社の技術課長をやった立場なんです。ろ過機に関しては、私が自分の口で言うのはあれですが、いわゆる専門家という立場になるわけです。設計等も私が監督指揮をしていたということでございます。その目で見てですね、全く問題はないと。特に内面も非常に丁寧なランニングがされてましてね、耐用年数非常に長いと思います。特にプールの場合は排水、汚水なんかをろ過するのではなくて基本的にはきれいな水ですので傷まないということなんですね。

その前年ですかね、令和元年には自動弁というのを全部取り替えてられるんですね。記録に残ってます。そこまでやって残そうという姿勢をお持ちだったと。保守管理をして、しっかり動かしていこうというふうなものが令和元年にありました。教育委員会さんの発注の文章、振興センターさんですかね、振興センターさんの報告書の中には、計画的に何々をするんだという記述がございました。ちょっとろ覚えなんですけど、そういう計画的にということ幼児プールの、例えば補修なんかをされてるんですね。

例えば今のろ過機に関しても、それから補修に関しましてもね、振興センターさんのほうからはそれなりにちゃんとやっぱり報告はされてるんです。次亜のポンプの例えば入替えだとかですね、残留塩素計の入替えだとかやっておられます。ところが、ろ過機も要は御存じないと。それから、ろ過機に対する送水量ですね。これに関しても記録がない。

それから、今回6,900万円近くの金額で、荏原さんから見積りが出てます。これに関してもね、老朽化とおっしゃってますが、私らのプロの目から見るとね、ポンプがメンテされずにほったらかされたと、そんなふうに見えます。ポンプはモーターで回転してますので、モーターとポンプが直結されてます。そのままだと、当然水が漏れちゃいますので片側、要は1分間に何千回転してるわけですから、それを止めるためにシールという仕組みがございまして。これ、だんだん摩耗しますんで、それを締めつけていって漏れを適正な量にしてやりながら、漏れた水は、これはもう漏れといっても1分間に何滴かという世界なんですけどね、この水を上手に側溝に流すと、そんな仕組みになってるんです。

ところが、それが一切行われていないためにさびだらけになってしまったと。

ドレーンの穴がもう塞がっちゃったと。そういう状態になって水がさらにモーター側やベースを傷めてしまったと。写真を見る限り、本当に残念ながらですね、ちゃんとした管理ができてない。それによって、本来だったらもっと寿命があるそういう機器が短期間で傷んでしまってる。これ、老朽化じゃないです。管理の不足なんです、完全に。ろ過機もそういう形で、ちゃんとした流量が確認もされてないと。私ね、まさしくね、このプールの劣化とおっしゃってる中身は管理の不行き届きだと思いますが、どうでしょうか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

管理の不行き届きということで、今、ろ過機の話がされてるということなんですけども、ろ過機のメーカーにも直接電話もさせていただいたことがございました。耐用年数が何ぼだというのは、そら、もつかも分からないですけども、機械物ですんで、いつ故障するかも分からん、こういう回答があったわけなんですけども、ろ過装置につきましては、一応、議員からも出てますオーヤラックスという会社にメンテナンス、保守管理のほうをお願いしてますので、我々としましたら、そののところを信頼しながら保守管理をしておりますので、そのろ過装置につきましては、それなりのメンテナンスができてたんじゃないかなというふうに考えております。

○議 長

須藤君。

○2 番

こればかりやっていると時間がないんで、もう1回、1点だけ確認します。荏原さんの6,900万円の見積りの中で一番でっかいポンプ、起流ポンプだと思うんですね、たしか3,000万円以上の値段がついたと思います。一般的にこういう機器はポンプ本体だとかモーターだとか、ベースだとか、それから周辺の配管だとか、いろんなものから成り立ってましてね、本来、例えばポンプですと、いつ寿命だと、劣化だと判断するかといいますとね、吐出量が落ちているとか電流値がおかしいと、絶縁が不良だとか圧力が出ていないと、そういう点検をやられて、その上で劣化だと、例えば寿命だという話になるんです。そのデータがオーヤラックスさん、一切入ってないです、報告書の中に。

一言補足言いますが、オーヤラックス、私、よく使った会社です。これは何してる会社かというのと、次亜塩素酸ソーダ関係の消毒の専門の会社でして、例えば起流ポンプだとか、そういう大きなポンプのメンテ会社じゃございません。扱ってられるのは小さい薬品の注入ポンプだとか、そういうもんなんです。

それが不適切かどうかというのは別としましてね、専門家じゃないです、ですから。

だから、報告書にもポンプの、例えば、今言いました吐出量。ろ過機は、例えば流水ポンプだったら1時間に水何トン送らなあかんかと決まっています、これ。これ、基準でちゃんと、奈良のプールの設置基準といいますか、安全衛生管理基準で決まっていますのでね、1時間に6分の1ないしは4分の1を循環させなさいと。だから、これが守れていないというのは基準にやっぱり反してるんです。後でも聞きますが、それによって水質が不安定になってると、実は、ということになってるんです。そこの大事なところ、オーヤラックス、やっぱり点検してないです。報告書にも、振興センターさんの記録にも入ってないんです。入っていないのに何で劣化か。さびた、あの状態を指してですね、劣化だと言ってるだけなんですよ。

本来、古いポンプで能力が出ていないポンプ、見ただけでは分からない。きっちりメンテナンスしておけば、あんなさびさびの状態にならないんですね。だけど、例えばポンプの中がですね、ケーシングがこすれて、クリアランスが小さくなって吐出量が落ちるだとか、それから、モーターがへたってきて電流値が異常になってるとか、具体的にそういうやっぱりね、実は理由が要るんですね。その辺り、オーヤラックスさんと話されましたか。

○議長

教育部長。

○教育部長

オーヤラックスさんとは、もう令和元年が最後のプール稼働になっておりましたので、そのときの点検以後、オーヤラックスさん、直接来られてるということはございませんので、細部にわたっての技術的なこと、私もそら、詳細分かりませんので、はっきりと言って細部まで、今言われたようなことまで話したということはありません。

○議長

須藤君。

○2番

第1項については、ちょっと不十分ですが、この間の委員会で山本議員がおっしゃったんですが、もう一度、装置をしっかりと調べたらどうかという御発言ございました。私もそのとおりだと思ってます。そんなね、とんでもない金額はもちろんかかるわけでありませぬ。それは振興センターさんの中でろ過関係の、例えば稼働、初期のですね、スタート前の点検なんかでこれぐらいの予算というのはもうよくお分かりやと思うんです。そういうレベルで私はできる

と思いますんで、それをぜひやっていただきたいと。

それと、もう1点だけ申し上げますと、住民に対する説明、取り消すどうかは別としましてね、「ウォーターパークの在り方」というあの文書ですね。再調査してですね、もう一度パブリックコメントに準ずるといいますか、そういうことをやりましょうと、副町長、申されてたと思うんですね。その辺り、どうでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

もう一度装置について点検をしてはどうだということでございまして、たしか文教厚生委員会でもそういう話が出たかなと思うんですが、費用はそんなにかからないということなんですが、今の段階で予算措置も何もしておりませんし、私もどれぐらい費用かかるからやります、やれないということはちょっと申し上げられないというふうに思っております。ただ、既に、何度も言いますが、廃止してしまった施設に対して、再調査の費用についてはどれぐらいかけられるのがベターなのか。住民監査請求のこともございますんで、その辺はきっちり、今、申し上げられないですけども、一定、再精査についてはやらしていただいたということで、私どもは認識しておりますので、これ以上の調査をするという、今のところ、考えはございませんので、申し上げます。

○議長

須藤君。

○2番

必要がないとおっしゃってるんやけどね、こないだの文教厚生委員会でも答弁されてましたけどね、根拠が本当にはっきりしてないんですよ。傷んでるとか入替えだとかということですね。なのに、もっと金額上がると、須藤さん、おっしゃる500万円では無理だというふうな御答弁されてますけど、根拠を持って言うべきだと思うんです。

もともと、現在でもね、去年の段階で1億8,000万円近い資産価値持ってるんです、この施設は。現在、廃止という形にはなってますが、ハード的には残ってるわけなんです。だから、価値としてそれだけあるものが根拠が不明瞭のまま、はっきりしないままですね、それで、それだけの資産のあるものを潰してしまう。特に若い世代の要望、非常に強いわけなんです。それで、なおかつ廃止だと。再調査してもやっぱりそうなんだと言うんならね、本当に根拠のあるものを示してほしいと思います。

これについてはもう一遍ですね、再度、例えば、再精査とおっしゃった中身

の配管工事、3,660万円やったと思いますが、これ、やりようがないんですよ、こんな工事は。コンクリートの中にあるのをどないして工事するんですか。全部はつっちゃうんですか。はつる費用、どこにも入ってないですよ。はつる必要があるんですか。塩ビ管なんです、ほとんどが。塩ビ管は、塩ビのパイプの協会では50年と言われてます。50年以上という言い方してあります。機械室の中も直接日が当たらないですから、劣化は紫外線なんですよね、塩ビの場合は。それも影響ない。土の中、コンクリートの下にあるものを3,660万円でやるんだと。これ、一番初めの「在り方」のときの金額そのままなんですよ。何でその金額がそのまま再精査に残るんですか。これに関してはね、その答弁では私はとてもとても納得できないわ。もう一遍ちょっと調査をされたらどうですか。少なくともその今言った金額、おかしいでしょう。

○議長

教育部長。

○教育部長

2次側配管のプールにつきましては、これは昨年9月7日だったかな、全員協議会の中でも他の議員の方からも質問いただいたというふうに認識しております、再精査をしていただいた方にも何度もこのことについては問合せをさせていただきました。先ほど、最初の答弁でさせていただいたとおり、通水、水が動いてない状態なので、どんなことがあるかも分からないという、最初に言いましたけども、ここ20年かかってどれぐらい費用かかるかというのを見たというふうなことですんで、何があるかも分からないということなので、ぜひともこの金額は、はっきり言うて、須藤議員言われてるとおり、コンクリをはつってやるんかということになるんですけど、最悪そういうこともある可能性もあるということもおっしゃられてましたし、そういう面ではそういう金額は残しておいとくべきだというふうに言われたので、今のところ、私どもは残してということでございます。

○議長

須藤君。

○2番

なかなかちゃんとした答弁していただけないんで次に移れないんですけど、お願いなんですけど、500万円と私ね、発表させてもらいました。これはオーヤラックスさんとかヤマハさんの報告書、それから振興センターの報告書に基づいて、その中で不良だというふうなうたわれてる部分をピックアップしたんです。作文じゃないんですね。ただしですね、じっくり一個一個全部調べたわけではないのでね、そういう報告書等と、あと現場の状況でやらしてもらい

ました。

教育委員会さん、ちょっとお願いがあるんですが、私も一応そういうことでプロですからね、しっかり見せてもらうことは私は可能やと思うてます。別にそれで金額もらうわけでも何でもないわけですから、一度その機会をつくっていただけませんか。それで了解であれば、この質問はもう終わりにしたいと思いますが。

○議長

教育部長。

○教育部長

この施設につきましては、もう一旦廃止した施設ということで、今、申し上げましたとおり、私どもの精査した数字というのが今の現状の数字だというふうに理解しておりますので、この点で理解をお願いしたいと思います。

○議長

須藤君。

○2番

見せてもらうこともできないということなの。

○議長

教育長。

○教育長

今の施設を見学したいというふうな御意見も出ておりますけども、一つの施設を廃止する際ですね、これはプールにかかわらず、まだまだ使えるというふうな施設や設備があるわけですね。今おっしゃってる、このポンプはまだまだ使えるとおっしゃっている、これも一例やと思うんです。私たちは、当面は使用可能なもの、これはもう当然含まれております。しかし、中期的に見てはどうか、長期的に見てはどうか。今、部長が申し上げましたように、20年のスパンという展望で考えております。

ですから、ウォーターパークの改修につきましては、修理、修繕、あるいは入替えも含めまして、10年、20年の長期的な展望と、それから安全と安心をどこまで追求するか、どこかは目をつぶっていいのか、こういうところやと思うんですね。私たちは利用者の安全安心に対して責任のある教育委員会として、最善を尽くして改修をしていく、これは当然のことだと思うんですね。

ですから、金額動くんですよ、金額は、安全安心の追求の仕方によって。5億4,000万円、あるいは精査すると3億円前後、あるいは、ある議員さんは「私の友達には7,000万円ぐらいでできる」とおっしゃってます。今回は500万円というふうな金額出てきております。この金額ですね、これは安全

安心をどこまで追求するかによって変わってくる、こういうふうな理解をしていただければなというふうに思います。

不具合ができればその都度、補修すればいいと、こういうふうな場当たりのな考え方は教育委員会は持っておりません。重大事故といいますのは偶然起こるものと違って、小さなミスや小さな見逃し、あるいは妥協、こういったものが積もり積もって、あるとき突然大きな事故が起こる。ハインリッヒの法則と言いますけれども、この法則にのっとって、私たちはこのたび、廃止条例を提案させていただいて、可決を頂いた。こういうことでございます。財源があればやりたい、これは皆さん方と同じでございます。

以上でございます。

○議 長

須藤君。

○ 2 番

平行線ですのでね、この件に関しては今週ですね、町長にも署名を提出する機会がございます。ぜひ町長にお願いをしたいと思います。

私のこの1項についてはこれで終了いたします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、須藤議員の大きな2項目めですね、令和元年のプール水の衛生管理についてということで御答弁させていただきます。

まず、1点目の質問でございますけれども、水質検査報告を教育委員会が受け取ったのはいつかのことですが、管理業務につきまして、体育施設条例により、指定管理者より事業終了後報告するというふうになっております。しかし、この水質検査については報告を頂いておりませんでした。

また、これ以外の水質基準を超える事案はないのかということでございますが、最近の資料では令和元年7月30日、10時15分に採水した水で総トリハロメタンが正常値0.2ミリグラム以下のところが0.29ミリグラムという水質基準から逸脱した結果がございました。

そのほか、平成29年7月12日、9時、着水プール採水で遊離残留塩素の正常値が0.4ミリグラム以上1.0ミリグラム以下が望ましいところですね、3.0ミリグラム、同日同時刻、直線スライダー付近の採水で遊離残留塩素、これが10.0ミリグラムという基準値を超えた数値があったということでございます。

それから、②ですね。水質基準を超えた場合の対応ですが、奈良県遊泳用プ

ール衛生管理指導要綱の別紙3、維持管理基準では、御指摘の一般細菌の基準を満たしていない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ることになっております。御指摘の一般細菌の採水は8月27日ですが、実際に検査が9月に入って行われたということをございまして、既にプールのほうが営業は終了しておりましたので、特にその件については対応していないということをございます。

それから、③ですね。令和元年の指定管理者の報告に記述がないのはなぜですかということですが、平群町体育施設指定管理者仕様書に基づき、維持管理を行ってきていただいていたんですけども、報告事項について詳細の定めがなかったことから報告書に記載がなかったということになっております。

それから四つ目、ろ過装置の運転記録で通水量は幾らかについてでございすけども、本施設を確認したところ、ろ過機へ送る計量計というのはございせんので、検査でのろ過装置の運転記録で通水量は量っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

須藤君。

○2番

今の答弁ね、びっくりしてます、正直言いまして。プールは、例えばお子さん入ったら顔をつけるんです。お水を飲んだりするんです。だから、水道水が一般細菌100なんですね。それがプールは200になっています。それぐらい厳しい細菌のチェックしてるんです。これね、仕事で分析センターの連中ともお付き合いしてますが、大腸菌ないしは一般細菌、これ、菌類が超過した場合は即、結果が出てすぐに報告をします。ほとんどの自治体ではそういう発注仕様ですね。分析センターと発注仕様を交わして、異常があればすぐ知らせると。当たり前のことですよ。それを聞いてないというのはどういうことですか。この日、何人プール使ってますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

この件につきまして、遅くなったということなんですけど、この件につきましてはおっしゃるとおり、報告していただくというのが本意だというふうに思っております。私どもも知ったのが最近ということなので、この件につきましては指定管理者のほうに確認をしました。

当時につきましては、8月27日に採水したんですけども、水質検査につつま

しては監視をする業者に再委託をしてるというふうに聞いておりました、検査機関に持ち込むのが少し遅れたということらしいです。そういう報告を当時受けて、恐らく9月3日に検査したというふうな、聞いておりますので、7日後ということになりますので、その間に菌が入ったのではないかなというふうな。これはもう異常な数字というふうに理解しております。

以上です。

○議長

須藤君。

○2番

ちょっとね、何ぼ何でもね、そら、ちょっとおかしいよ、何ぼ何でも菌の検査をするのに1週間ほっときましたと。そんなでたらめな分析やってどないするんですか。人命に関わる可能性があるんですよ。子どもらは何も知らずにプールに入って水飲んでしまったりするんですよ。何がそれが1週間かかったって、とんでもないですよ、そんな話は。はっきり言いますが、私もそういう関係、分析屋さん、よう知ってます。残留塩素は大概のところはその場でやっています。非常にデリケートなんですよ、遊離残量塩素、やろうとしたら。菌も、当然ながら1週間も置いたらでたらめな数字になっちゃうんですよ。その結果を見てね、何の対応もせんと。それを子どもらを預かる教育委員会のやり方ですか。教育長、どうなんですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

この水質につきまして、恐らく我々もそういった、遅れたということは、これはもう本当に申し訳ないというふうに思っております。

水質につきましては、毎日毎日、日誌というんですか、指定管理者のほうでも水質の検査を行っております。その中では塩素濃度であるとか、8月27日につきましては正常な値というふうになっておりますので、そのときにつきましては一定の基準の中の水質だったのじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長

須藤君。

○2番

ちょっと議長にお願いしたいんですがね、これ、子どもたちが使ってた施設なんですね。特に健康に関する事項なんですね。それが1週間もね、依頼して

1週間もたたないと報告が来ないと。こんなんで子どもらの安全を最優先するんだと。全く反してますよ。

私、この事例ね、調べたんですが、鎌倉市で水道水のほうですね、これは。100の基準を何十倍超えてました。この際には、結果が当然すぐ分かって、24時間なんです、菌の検査はね。出ればすぐに対応して、取りあえずペットボトルで水を全部使うと。それでタンクとか配管だとか全部洗って、さらに検査をして、問題がないということを確認して初めて使用再開して、さらに、お子さんたちや保育園の先生方の健康調査もしっかりやってですね、住民の方にもちゃんと情報知らせてるんですね。これ、当たり前のことですよ、そういうのが。

それが結果が1週間後になりましたって、そんなん管理してないんと一緒でしょう、それは。日常管理やってるとおっしゃってますけど、8月27日、手元に毎日の項目あります。順番に言いましょうか。25メートルプール、ペーハー6.0、分析センターの結果7.6です。流水プール6.2で、分析センター7.6、幼児プール6.2、分析センター7.8。おかしくないですか。これ、1か月以上、多分この年全て、令和元年の運転記録全部ありますが、ほとんどの数字がペーハーが6と6.2なんです。ペーハー調整装置はついてるんですか、プールに。

○議長

須藤議員、私にお願いというのはよかったですね。

○2番

はい。

○議長

教育部長。

○教育部長

ペーハー値がついてるかということにつきましては、詳細については分かっておりません。

○議長

須藤君。

○2番

日常管理ちゃんとやってるからというようなおっしゃり方したですけど、日常管理、これね、できてませんよ、はっきり言って。1シーズン通してほとんどの数字がペーハー6か6.2かと、あり得ないですよ、こんなの。こういう関係の仕事してる人から見たら「なんじゃ、こら」というレベルですよ。日常管理もせず、定期検査、1か月1回水質検査、これ、義務づけられてるんです。

その結果が1週間もしないと分らんと。結果が異常なデータ出た。これね、5か所ぐらい全部一般細菌、30倍、40倍になってるんですね。大問題でしょ、これ。大きな事故でしょう。それが報告もされていない。その後の消毒だとかもやられていない、ろ過機の調整だとかやられていない。全く無責任じゃないですか、これでは。

ちょっとこの答弁ではとてもやないけど、納得できないですよ。ちょっと問題がそういう子どもたちの健康に関わる問題ですから、しっかりもう一遍これ、調査していただいてね、何で1週間かかったんか、何で結果が出て、何の報告もしなかったと。これ、当然、町長、知らないですよ、この件、今日の質問まで。それで住民に対して責任が持てるんですか、教育委員会。持てないでしょう、そんなもん。無理でしょう。もう一遍ね、これ、詳細をね、ちょっと議員さん、別の場でどうやるんか分からないですが、一遍ちょっと調査、ぜひやってほしいと思うんですよ。

もうこの件に関してはこれ以上答弁されないとと思うんで、無理やと思うんで、短時間ですが、メガソーラーの件に移りたいと思います。

○議長

教育部長。

○教育部長

ペーハー値につきましては、6.0が正しいのかどうかということなんですけど、一応、基準値は5.8から8.6で、これは須藤議員も知っておられるということなんですけども、再度の調査したらどうだということなんですけど、一応、最初に申し上げましたとおり、委託してる業者が採水持ってくるの遅れたということ、これはもう認められてるということで、調査というか、そういうことだったということだと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

○議長

いいですか。次でいいですか。

これから、須藤議員の3点目に入るんですけども、須藤議員に申し上げますが、平群町議会、一般質問については、答弁も質問も含めて1時間程度という申合せがございます。今現在50分経過しておりますので、その点も考慮の上、3点目、よろしく願いいたします。

事業部長。

○事業部長

続きまして、須藤議員御質問の3項目めです。メガソーラー問題についてお答えいたします。

(1)の事業者の姿勢の件です。

①設置事業者の責務の件ですが、事業者はこれまで都度、説明会を開催されており、今後も節々において説明会を開くと、そのように申しております。

②6月2日の大雨時の指示ですが、6月2日に事業者の現場事務所に伺い、事業地内の状況を現場所長に確認したところ、各調整池なども異常なしとのことでしたので、現場事務所の直上流の調整池を視察したところ、土砂の堆積や溢水等がなく、異常ないことを確認しております。現場事務所において引き続き監視を怠らないよう指示しております。

③洪水調整池の容量の確認ですが、奈良県の許可基準にのっとり調整容量を確保していることを奈良県と事業者双方より確認しております。

(2)の町道占有についてです。

①自治会同意の取得状況ですが、町道埋設に関しては関係自治会からの同意は得ておりません。

②事業者のルート変更の検討の件ですが、事業者としては町道埋設を極力回避すべく、送電線ルートの変更を検討しており、関係自治会とルート上の地権者と協議していると報告を受けております。

(3)の下流河川の流下能力検討についてですが、①K-12地点のピーク流量は32.266立米パーセコンドとの報告であります。

②河川の流下能力を超過している地点ですが、開発前の現況において、3年確率降雨時に33か所の測点のうち21か所で流下能力を超えるとの結果でした。

③流下能力不足地点の対策については、危険が認められる場合は都度対応するとともに、改修が必要な箇所については対策を講じます。

④K-12地点についても改修が必要であると認められた場合は奈良県に要請します。

(4)事業者の姿勢と町の認識についてです。

①「誤り」と「そご」との言葉はあくまでも答弁の中で申し上げたものであり、その言葉だけを抽出して町の姿勢ということではありません。

②森林伐採により保水力が失われ、危険とのことですが、町としては防災工事の実施について事業者に指示し、奈良県に要請をしておりました。

③工事再開の住民説明会の開催の指導の件ですが、先ほどお答えしたとおり、事業者は説明を行うと、そのように申しております。

④送電線に関する説明会についてですが、これもお答えしたとおり、送電線ルートの変更のため関係者と協議中とのこと。その結果に基づき、町との協議に入ることになるかと考えております。

以上でございます。

○議 長

須藤君。

○2 番

時間がありませんので2点だけ。これね、まず業者の姿勢の問題、もう一度確認したいんですね。これね、私、メガソーラーを考える会の活動やってるの、皆さん御存じだと思うんで、業者のほうもそういう立場を見られて対応されてるといのはね、それはある意味、分かってるつもりなんですね。ところが、私が存じ上げてる範囲でも樺台の前会長さん、西向の御担当の役員さん、同じようにおっしゃってるんです。今期の樺台の副会長さんですかね、もうほとんど連絡が取れんと。もう多分ね、3週間ほどになる。私もそうなんです、連絡が取れないんですよ。今回の6月2日のような災害時にね、私はね、連絡が取れないというのはちょっと異常だと思ってるんです。現場で、今お話しされたということですが、協栄ソーラーは出席してるんでしょうか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

6月2日、現場事務所には協栄ソーラーの社員はおりません。工事担当の現場所長、その他、工事担当の業者の職員等がおったということです。

○議 長

須藤君。

○2 番

現場にいなかったということですが、電話でも指示はできますよね。協栄ソーラーさんは現場の村本建設さんその他にどういう指導をされたんでしょうか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それは存じ上げていません。あくまで現場事務所については現場の工事所長が担当されてるといふうにはお聞きしております。

○議 長

須藤君。

○2 番

これは島野参事にも、私、連絡が取れんで困ってるんだと。これは業者側からね、協栄ソーラーから言うてきた話なんですね。調整池の容量等について話合いを持ちたいと。私は業者と我々だけでは困るということで、町のほうです

ね、オブザーバーでもいいから参加してほしいということで、4月14日にや
ってるんですね。その場で約束したことなんです。連休明けに再度やりましょ
うと。それすら言ってこないで、この災害の避難が発生するような事態になっ
ているのにもかかわらず責任者と連絡が取れない。だからここでね、設置事業
者の責務、地域住民及び周辺住民等との良好な環境を保たなければならない、
反しているでしょと。こんなことで住民と業者、まともな関係がつくれますか。

私、例えば、島野さんに電話をします。後で電話するわなど。1週間も2週
間もほっとかかれたら、私は人格を疑うんですよ、やっぱり。特にね、これ、こ
の業者さん、これだけの規模の工事をやっけてね、責任者は確かに川原さん
1人なんかかもしれません、会社に電話しても代わりの人間がいない。女性の
受け答えが「みんな出てます」と、誰もいません。みんなって何人おるんやと、
何人外出てるんやと聞いたら、「5人から10人」という答えをするんですよ、
その子が。びっくりしますけどね。「社員何人おるの」と聞いたら「10人から
20人」って、そんな会社あるんですか。どう考えたってね、これ、まともに
住民と向き合って信頼関係をつくる、責務を果たすという姿勢がないですよ。
町長、どうですか。こんな業者、これ、ちょっとね、お断りしたほうが本当、
いいんじゃないですか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

例えば自治会とかですね、そういったとこ、自治会長なんかの連絡について
返信がないというようなこと、お聞きしておりますし、そこら辺については私
どもとしても改善するようという指導はしていきたいというふうに思いま
す。ま、そういうことがあったということはお聞きしておりますので、ただ、
この最近になって問題とされている関係自治会との協議なんかもやりつつある
というところですよ。

また、例えば樺台に関しては、水路改修の件についても樺台自治会や、そこ
の周辺住民の方と協議もしながら改修工事をやったというようなこともありま
す。今後ともそういう姿勢を、きちっと住民の皆さんと向き合うというところ
を守っていくということは町としても指導していきたいと思えます。

ただ、町として事業者お断りするということな立場にありませんので、今後
とも住民の方と真摯に向き合うように指示はしていきたいと思えます。

○議長

須藤君。

○2番

すみません、時間なんで最後の質問にさせていただきます。

町の姿勢を私、ちょっと心配、実はしてます。前回、12月だったと思うんですが、平均して18%の勾配だから、それを採用したんで18%になりましたとそういう御答弁をされました。町は、たしか内外エンジさんに120万円使って設計内容の確認をされてます、安全のためということですね。

参事、お聞きしたいんですが、再調査した、33か所になるんですかね、このうち180パーミル、18%を超えている地点、何か所ございますか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

ちょっと今、資料はあるんですが、大分多いんで抽出しないと分かりませんので、今すぐにお答えできません。

○議長

須藤君。

○2番

じゃあ、こっちから言いますね。K-16という、農園天国の辺りだと思うんです。あそこ1点だけなんです。21.1%という数字になってるんですね。平均してもならない。どうひっくり返しても元の現場から元山上の合流地点までが約3キロあります。高低差を計算すると7.1%なんです。それでも急ですけどね。それでも急なんです。だけど、18%にもしなったら元山上の合流地点で地下300メートルみたいなことになるんですよ。18%、平均でずっと下げていけば。それ、何のために町の予算を使って、別のコンサルを入れて調査をして、聞いた参事がそれすら理解できてないと。

そんな中身で町は、12月、多分15日やったと思いますが、全員協議会でこの件に関しての、多分同意という形で進められて、県は25日に森林審議会やって、オーケーということになったんですが、その後で洪水到達時間が間違っていて、洪水量が本来の2分の1になってたと。これ、我々から指摘してですね、1月30日にもう1回やり直してるんです。それだけ町のお金を使って、担当の参事が勾配も全然分かってないと。

そういう、今言ったような業者のミス。これ、平方キロとヘクタール、間違った、そんなもん、ほんまにもう情けない単純なミスなんです。それで修正したらそうなたただけのことなんで。それすらチェックせずにそのまま通ってしまってるんですよ。こんな姿勢でね、私、任せれるのかと。全て我々のほうから指摘して、修正してもらってるんです。どこが安全と言えるのか、我々から。そういうことなんです。ちょっとね、大いにこれ、反省してもらわないと、

このまま工事されたらとんでもないことが起こる可能性があります。

最後にそれだけ言って発言を終わりたいと思います。すみません。時間超過しました。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

勾配が分かっているんじゃないかという話が、それを何のをおっしゃってんのか、ちょっと分からないんですが、町のほうで調査したことについては各地点での勾配出ております。

これ、須藤議員も御覧になってると思うんですが、各、いわゆるポイントです、33か所のポイント、縦断勾配も資料として出ております。ので、下流の水路の勾配が分からないということではないと思います。奈良県が当初の許可をしたときの話ですかね。もう、これ、見られてると思うんで、分かっているというのは何をもって分かっているかと、ちょっと理解できなかったということを申し上げておきます。

○2番

どうでしょうか。このままやってもいいですか。

○議長

時間がちょっと過ぎてますので、その点も考慮の上で、また9月議会に取り上げるなり等。

○2番

はい、ほんなら、最後に一言言いますね。

○議長

須藤君。

○2番

これね、内外さんがやった調査結果が資料の形で12月議会に出されてるんですよね。その資料の4の6です。4の6で1か所だけ、211という数字が出てます。だから、どう考えても平均18%にならないですよということだけは申し上げておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時46分)

再 開 (午後 1時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号11番、森田君の質問ですが、森田議員3項目めの一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の西岡総務部長と岡田総務防災課長が本会議に出席しておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○11番

こんにちは。ただいま議長の許可を頂きまして、通告どおり4点質問いたします。簡潔明瞭な答弁をお願い申し上げます。

その前に、5月の選挙で当選させていただき、この4年間、お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。選挙で掲げました公約の実現のため、議員各位の協力と町当局の御理解を賜りまして、公約の一つでも二つでも実現したいと思っております。そのことを申し上げまして、質問に入ります。

1点目は、櫛原メガソーラー建設工事の進捗状況についての質問です。

櫛原のメガソーラー建設の林地開発変更申請は、昨年9月1日付で、事業者の協栄ソーラーステーション合同会社から奈良県に提出され、県は森林審議会の審議を経て、県は林地開発変更許可を2月24日付で許可を出しました。

県から許可が下りて3か月半になるわけではありますが、現場の近くを通りましても、工事にかかっている様子が見受けられません。

そこで、工事の進捗状況について、3点質問いたします。

(1) 本体工事についてであります。県の指導によって仮設調整池が1月に完成したと聞いておりますが、本体工事の進捗状況はいかになっているのでしょうか。また、完成予定はいつになっておりますか。

(2) 送電線の埋設工事についてであります。太陽光発電事業は電気、ガス、通信と同じ公益事業と聞いております。町は既に道路占用許可を下ろし、事業者の協栄ソーラーステーション合同会社は町に占用料を払っており、櫛原地区の当該地から町道中央循環路線までの埋設工事は終わっているようですが、未施工部分の関電梨本変電所までの工事進捗はいかになっているのでしょうか。

(3) 工事中止の取りやめについてであります。

奈良県が許可を下ろしたものが中止、取りやめできる方法があるのでしょうか。この質問については、先ほど他の議員から質問がありましたので、多少重複する部分がありますが、答弁よろしく願いいたします。

2点目は、ゆめさとこども園の園児の安全な送迎についての質問です。

こども園の園児の送迎は保護者などが行うことになっており、ゆめさとこども園の登園、降園は保護者の多くは国道168号線から町道白石畑線に入り、園内の第1駐車場で園児を降ろし、保護者と一緒に登園している。添付写真の①の第2駐車場で、園児を降ろし、保護者が付き添い、町道を横断して登園している。僅かではありますが、町道大井手路線から第2駐車場で園児を降ろし、保護者が付き添い、町道を横断して登園しています。降園は登園の逆になるわけでありませう。

登園、降園は限られた時間帯に集中することから、第2駐車場は車であふれ、写真②の町道白石畑線にはみ出し、渋滞しているのを見かけるわけでありませう。私は現地で数日間確認を行いましたげ、大井手路線は町の清掃車も走っており、国道168号線のバイパスになってるようげ、結構、一般車の通行も多いようであり、またスピードを出している車も見かけませう。

このようげ大井手路線は道路幅員が狭く、写真③のようげ対向できないので、手前で待避しているようげありませう。町道大井手路線、白石畑路線は椿井地区などの生活道路になっており、地域に迷惑をおかけしているんじゃないかと思われませうが、ほんの数台の僅かでありませうが、北側に隣接する写真④の特養の駐車場で園児を降ろして、保護者と一緒に横断歩道を通って登園しているのを見かけませう。

そこで、このようげな状況を踏まえて4点質問いたします。

①町道、駐車場での事故、トラブルの発生ですが、開園後、町道や駐車場の事故やトラブル等の発生があるのでしょうか。ある場合、具体的な、どんなものなのでしょうか。

②駐車場の拡張計画についてでありませう。登園、降園がある時間帯に集中することから、第2駐車場が車であふれ、町道にはみ出している状況を見かけるわけでありませうが、私は駐車場を拡張する必要があると思ひますが、いかがげでしょうか。

③園行事の駐車場についてでありませう。入園、卒園等の園行事の駐車場は南小学校、法雲寺等を使うと聞いておりませうが、保護者などから不満や改善要望が出ていないのでしょうか。

④町道大井手路線の改修についてでありませう。以前から道路拡張の話がありませうが、具体的に進んでいるのでしょうか。

3 点目、町会議員選挙についての質問であります。

今回の町議会議員選挙は有権者 15,783 人、投票総数 9,010 人で、投票率は 57.09% になっております。そのうちに期日前・不在者投票は 2,898 人で、投票率にすると 18.1% で、投票率に占める割合は 32.2% で、3 分の 1 になるわけでありまして。投票率については近隣の三郷町より 7 ポイント、斑鳩町より 2 ポイント高いわけでありまして、16 年前の平成 19 年は 67.12% だったことからすると、約 10 ポイント下がっておるわけでありまして。

投票率が下がっている理由はいろいろ考えられるわけでありまして、町はこの状況をどのように捉えているのでしょうか。住民の方から、若い人が選挙に関心がない、議員に誰がなっても一緒だ、変わらない、議員が多過ぎる、投票所が遠いなどの声が私のほうに寄せられております。

併せて、ほとんどの自治体では選挙費用の公費負担を行っていますが、なぜ平群町は選挙費用の公費負担を実施しないのでしょうか。私の調べたところによりますと、選挙費用は交付税に算入されているということでありまして。今回、立候補された新人の 1 人の方と選挙前にお話しする機会があり、選挙費用の公費負担がないと話しますと驚いておられました。

2020 年に公職選挙法の一部が改正され、立候補に供託金 15 万円が必要となったことから、私は選挙公費負担と供託金はセットだと思うわけでありまして。

なお、投票率 5%、約 800 票で、計算上ではありますが、当落は変わったり、当選順位が変わるわけでありまして。

4 点目、空き家の実態調査についてであります。本年度予算に空き家所有者への利活用についてアンケートを実施する費用として 108 万円計上されておりますが、具体的にどのような調査を、いつまでに実施する計画となっているのでしょうか。

以上 4 点が私の質問です。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、森田議員御質問の 1 項目め、櫛原メガソーラー建設工事の進捗状況についてお答えいたします。

1 点目、本体工事のスケジュールですが、現在は本体工事の着工のための準備中と伺っております。また、工事期間については着工から約 3 年程度と聞いております。

2点目の送電線の埋設工事のスケジュールです。現在、送電線ルートを変更するために関係自治会、関係地権者と協議中と聞いております。協議が整い次第、工事スケジュールが決まっていくものと考えます。

3点目、工事の中止、取りやめはについてですが、仮に何らかの事情で工事中止を指示するということになれば、その権限を有しているのは許可権者の奈良県です。平群町は協定書に基づく契約上の権限を有していると認識しております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○11番

今の梅雨の時期に着工していただければ逆の意味で困る部分があるんですけども、具体的にそういう話が出てないんでしょうか。私ね、一番心配してることはこの問題ですね、一番危惧してるのは、12月議会でも申し上げましたが、はげ山の状態で置かれることを一番危惧しておるわけですね。表現がよくありませんが、訳の分からない中国資本が認可権と一緒に売却されることじゃないかと思えます。

先週でしたか、当案件に関わります世界最大の投資会社ブラックロックは再生エネファンドで70億円募集したというふうに聞いております。その記事で多少は安心しておりますが、私は本当に心配するのははげ山で終わることが一番心配しております。

そのことを申し上げまして質問に入りますが、今、全然準備工事でも分からない。町はこの工事についてですね、どのようなスタンスで関わっておられるんでしょうか。ただ漠然と相手から言われてきたことを聞いておられるだけなのか、具体的にこの工事に県と一緒にあって、どのように関わっているのか。その辺、もう一度答弁いただけませんかでしょうか。

それと、2点目の送電線埋設ですが、先ほどの他の議員の質問でありましたが、ルート変更をやるとかやらないとかいう話があったんですけども、具体的にどうなんですか。

それとですね、以前反対してる人たちは、緊急時の避難道路が確保できないとか、電磁波で健康被害が出るとかいうことをおっしゃってたように思うんですけど、その辺の話は住民から出ているんでしょうか。

先ほど、3点目の工事を取りやめる方法ですが、県が許可したものが、まず町は取りやめさせることはできない。これは民主主義の鉄則でございますので、できないと思うんですけども、あとは私は、住民の方は司法に訴える以外ない。

仮処分の申請とか工事中止の裁判を起こすことはないと思うんですけども、その辺のことをちょっと答弁いただけませんか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

事業者のやる工事に対して町と県はどのように業者と関わっていくのかというところですが、過去に事業者とは協定書を結んでおります。平成31年1月には指導要綱に基づく協定書、令和元年9月には事業全般に関する協定書、令和3年2月には工事中に関する協定書と、このように三つの協定書を結んでおりますので、その協定に基づいて、町としては事業者と協定の中身と違うようなことがあれば当然指導していくというところですよ。

もちろん奈良県については許認可権者、この事業を許可した立場ですから、この事業が問題なく、進んでいくということに関して、当然、監視をされているということだと思います。

それと、送電線ルートに関することですが、これ、関係自治会や関係地権者と協議をしている中で、おおむねこの辺りを、ルートを通ればいいのかというようなことが固まりつつあるようですが、まだ決定ではないと。場合によっては多少変わることもあるというようなことですので、それについては決定されるまでは何も言えないかなというふうに思います。

要するに議員言われたように、住民の反対の声の中で電磁波というようなことがありました。そういうこともありますので、その地域のメインの町道に埋設するということになりますと、例えば通学路だったり、あるいは地域の幹線道路、生活道路であったりというようなことで、その地域が工事中迷惑を被るというようなこともあって反対をされてたというふうに思います。それを避けるためのルートを今、検討中ということですのでございます。

それと、平群町がですね、例えば単に事業に反対しますよということで中止を求めるというようなことは当然できないわけです。あくまでも許認可権者は奈良県ですので、例えば、例としてですね、大規模な、事業地内で災害が起こったとか、あるいは工事計画にないような工事の在り方で、その結果、土砂崩れが起こるとかというようなことがあれば、当然、物理的にも中止をせざるを得ないだろうし、復旧したからそれでいいよということにもならないと思いますから、そういう何か事情があればですね、平群町としては工事を例えば、中止あるいは停止というようなことが、町としても指示しますし、当然、町がする以前に奈良県のほうからもそういった必要な指示なり、指導があるというふうに思います。

ですので、何かそういったことが起こらない限りは協定に基づく内容が履行されてるのであれば、町から何か工事の中止を求めるといようなことはできないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○11番

ありがとうございます。今、許可権者の奈良県が主たることなんですけども、現場では工程会議というのはよくやられると思うんですよね、関係者が集まって、業者とか設計者が集まって、それとか事業主が集まって。そのようなことに、県は当然許可権者だから参加されると思うんですけれども、町のスタンスはどのようになっているのでしょうか。

それとですね、今、送電線のことの話になったんですけどね、以前テレビのインタビューで住民の方はですね、水道のときはオーケー出したと、今回のことは反対やというようにおっしゃったと思うんですよね。ちょっと事実かどうか分かりませんが、そういうようなインタビューをされてたと思うんですよね。私ね、電磁波についても住民の方は誤解されてると思うんですよ。国の基準は200マイクロテスラなんですよね。町が調査したものについては、最大2.何なんですよ。逆に言えば、変な表現でよくないかも分かりませんが、ごねておられるようにしか理解できない、私は。根拠を示さないでそんなことを言われるのは私は理解に苦しむように思います。

この問題について私ね、以前ね、大阪のある団体で住宅建材のホルムアルデヒドで健康被害を調査したこと、ございます。これはもう本当にひどかった。接着剤の化学物質で皮膚が侵されてたという。これはもう、この結果、建築基準法も変わってですね、今はそんな建材が使われなくなってる。それと、私は今回の問題とはちょっと違うんじゃないかと。一番問題なのは屋外で曝露するより屋内の自分の自宅の電線とか照明器具とか電化製品の電磁波のほうが被曝量が多いんですよ。そのことを申しておっても結論が出ません。

それとですね、工事の取りやめですけども、もっと具体的に言ってくださいよ。これを中止させる方法は、私は法律の詳しい人とか弁護士に聞いたら、森田さん、こんなの裁判以外ないですよと、中止さす方法は、というふうに言われたんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

町として、特段、理由もなく、中止をさせるために裁判に訴えるというよう
なことは全く想定されませんので、そんなことをするつもりもありませんし。
ただ、町はしないですけども、住民の団体の方は今、裁判やられてるというの
は周知のことですから、その中で、例えば裁判の結果として中止を命じられる
というようなことが全くないとは言えませんが、ちょっと御質問の趣旨がよく
分からないですね。町としては行政手続上、特段の理由がない限り、中止を求
めるというようなことはできませんし、今、言いましたように、言うほど災害
なんかがない限りそういうことはできないのかなと思います。

裁判以外にはないでしょうと言われたらそうかもしれませんが、行政手続上
そういうことは、中止を求める権限については、よほど、例えば協定書に反す
るようなことがない限り求めることはないです。そういうことが、何か問題が
起こったときに一旦工事を中止しなさいよとか、あるいは停止させなさいよと
いうようなことを求めることは、協定上、何か大きな問題があれば求めること
は求められると思います。ただ、強制的にそれを差し止めるというところまでの
権限は有してないと。そこは奈良県との協議の中で奈良県から必要な指示をし
てもらいなりということになろうかなと思います。

「もう一つ。町の関わりは」の声あり

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません、工程会議については、町のほうで協栄ソーラー、事業者と月に
1回、大体月末に工程会議をもって、当面のスケジュールについて確認をして
おります。

以上です。

○議 長

森田君。

○11番

町が裁判するとかじゃなくて一般論で結構なんですけれども、町はですね、
極端に言うたら、町の瑕疵が認められなかったら裁判できない。住民監査請求
も町に損害を与えてないから値しない。行政不服審査も、法令、手続法によっ
て許可下ろしてるから、ほな、あと残りとしては、住民としては、私、裁判以
外にないと思うんですね。もう答えれないと思うので結構ですけども。

それとですね、一つだけ申し上げておきますが、反対されてる方は緑を壊す

とよく言っておられますね。あり得ることだと思っはるんですけども、あり得ないことですけど、当地が住宅を開発したときの緑地はどうか。都市計画法によりますと、緑地が2.5%かな、ほんで公園が4%ですから、6.5%ぐらいになるんですけども、これ、見たらですね、結構、敷地の約58%が森林とか緑地に残っておりますね。間違えてなければ、町の資料に基づいてやればですね、約6割は緑地に残っておると思っはるんですけども。逆に言えば、住宅開発されるより緑地が多い開発になってるんじゃないかと私は思っはるんです。

それと先ほど須藤議員と島野さんの議論を聞いておまして、私はちょっと不毛な議論のように思っはりました。土地開発の専門家じゃない方が質問し、専門家じゃない方が答えてる。これは別の機会で専門家同士がやればもっと理解が深まるんじゃないかというふうに思っはります。私もこんなことは分かりません。誰が正しいかどうか、法律が間違ってるかということは分かりません。これは私はもう一度そういうことを考えていただきたい。

それとですね、最後をお願いしたいのは、当件は償却資産の対象になりますので、メガソーラー本体だけじゃなく、調整池、擁壁、道路、埋設送電管、フェンスなどを、課税対象になっておりますので、忘れないように課税していただくと。よくやるのは、こんなことを含めて土地に計上するというのが、中小企業とか、割とよく見かけておりますので、そのことをお願い申し上げます。

それとですね、反対してる人たちは熱海の建設残土の被害と同一視する、また、外国資本がもうけたお金を外国に持っていく。再エネ賦課金はどうか、固定買取制度、FITの40円がおかしいとかよく言っはりますが、私は日本は資本主義の国家であります。金もうけは、法的に基づき、金もうけをしていることは悪くないというふうに思っはります。

そのことを申し上げて、次の答弁をお願いいたします。

○議長

ここで説明員が入れ替わりますので、少しお待ちください。

説明員交代

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、森田議員、大きな2項目めのゆめさとこども園の園児の安全な送迎についてお答えをさせていただきます。私のほうからはこの質問の1点目から3点目までをお答えさせていただきます。

1 点目の町道、駐車場での事故、トラブルの発生についてですが、こども園前、こども園を出てすぐの大井手路線ではこども園関係者の事故の報告はございません。

開園から駐車場内の事故ですが、車同士の接触が 3 件、フェンス接触が 2 件、駐車場出入口での接触が 1 件の計 6 件あったと報告を受けております。令和 4 年度から現在までは事故等の報告はございません。

2 点目の駐車場の拡張計画についてですが、ゆめさとこども園の駐車場は、あくまでも送迎用の一時駐車場として考えており、登降園以外はほとんど常時の駐車はない状態でございます。駐車場を拡張する計画というのは考えておりません。

3 項目めの園行事の駐車場についてですが、保護者等からの不満や改善要望が出てないかとお尋ねでございますけども、令和 4 年度の育友会からの要望書に「こども園駐車場の拡充の検討を」という項目が出されております。

町内各校、園とも敷地内の駐車場は行事等に対応した駐車場という考え方ではなく、来客用や、そこに勤務されておられます教職員の方のための駐車スペースとして確保しているというものがございます。ゆめさとこども園では園独自で他の駐車場の確保などの対応をされていると聞いておりますが、今後とも、そのような対応をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、4 点目の町道大井手路線の拡幅計画についてお答えいたします。

町道大井手路線の改良拡幅につきましては、平成 28 年 6 月本会議において、議員より御質問を頂いております。そのときには、「当該路線の交通量は増加傾向にあり、とりわけ、椿井公民館からゆめさとこども園の区間 290 メートルについては道路改良の優先度も高く、最も有効かつ抜本的な対策は道路拡幅、歩車分離であると検証している。ただ、道路拡幅となると、用地、費用等の問題や時間も要することから、まず、即効果が期待できる路肩のカラー舗装や転落防止柵などの安全対策を行い、周辺の土地利用や交通の状況を見ながら、必要な対策を講じてまいりたい」、そのように答弁をさせていただいております。

今後につきましても、周辺の土地利用や道路交通の状況を見極めながら、道路拡幅の計画立案や、必要な安全対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

ありがとうございます。駐車場とか道路のトラブルですけど、私の知り合いがお孫さんの送迎で中で車を当てられたと、自分は悪いことをしてないのという話がありましたので、させていただきました。町道での事故はないということで、逆に言えば安心しましたので、この件はこれで結構です。

駐車場の拡張については、この駐車場は送迎用の駐車場だと。園児を降ろしたり、迎えに来たときの駐車場だと。よく分かります。それであれば、なぜあの幅なんですか。今、送迎の現場を見ますと多くの車は大型車、大型車と言うんでしょうか、バンなんですかね。子どもを降ろしていくと2倍ぐらいのスペースを使ってるのが多いと思うんですね。送迎用のそういう園児を降ろすための駐車場であれば、私は配慮が要るんじゃないかなというふうに思います。これは意見だけ申し上げておきます。改善する余地は十分あるんじゃないかなと思います。

それとですね、園行事の駐車場のことですが、先ほど言いましたように南小学校の保護者から、子どもを小学校に送り迎えすると小学校の駐車場が満タンだと、どうしてだと。私のほうから、ゆめさとの保育教諭が駐車してるんだと話すと、以前は特養の駐車場にとめてたん違うかという話がありまして、公選法の抵触する問題とか個人情報の問題があったので特養の駐車場は使えなくなると話すと、保護者の方、迷惑な話やおっしゃってました。そういうことです、便利な特養の駐車場を使わしていただくべきだなというふうに私は思います。

聞くところによりますと、南小学校にとめておられる保育教諭は駐車料金を払ってるというふうに聞いておりますので、この問題についてはですね、当然、行事のことであれば育友会のこともあるわけですけども、法雲寺まではちょっと遠過ぎませ、誰が考えても。やはり一度そういうことで育友会も含めて、ちょっと御検討いただけませんか。当然のことではありますが、特養の応諾も要るわけですから、そういうこともありますので、やはり検討していただきたい。

私は一番大事なことは、現場で仕事をしてる人を大事にしてあげてほしい。10分ぐらいかかる南小学校の駐車場にとめるより、教育長にやはり考えていただきたい。そばでやってですね。ほんで、もう一つは、一番安全な子どもの送迎というたら、特養の駐車場にとめさせてもろて、そこで歩くほうが横断歩道を通らなくていいわけですから。そういうことをぜひとも検討していただけないでしょうか。それだけ答弁いただけませんか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今後の議論、検討ということなんですけども、私ども今ちょっと思っているのか考えてますのは、来年度から旧南保育園跡地にこども園ができるというのは周知の事実ということで、御存じだと思いうんですけれども、ゆめさとこども園、はなさとこども園もそうですけども、園児数が減るのではないかなという、そういう見方もしておりますので、その動向も見守りたいというのもございます。基本的には、駐車場につきましては確保するというふうなものではないということで、各校、園も全て同じような対応というふうな形で考えてるところでございます。

○議 長

森田君。

○11番

いや、そうじゃなくてですね、私は検討していただく価値があると思うんですよね、育友会も含めて。単にそういうことだけじゃなくて、やっぱり優しい町の姿勢が私、必要じゃないかなというふうに思います。答弁なければ結構です。答弁していただくのが一番ありがたいんです。私はもっと優しい町であるべきじゃないかなというふうに思います。どうですか、その辺は、教育長。

○議 長

教育部長。

○教育部長

先生方のことをおっしゃっていただいているのか、ちょっとその辺、保護者を含めてということですか。先生方についてはですね、そら、また、いいところがあればということなんですけども、駐車場につきましては、我々役場に勤める職員も一緒なんですけども、少し離れたとこに置いているというのがこれ、現状でございまして、なかなか都会の真ん中に立地する会社が駐車場を確保するというのはどうなのだということなんですけども、送迎も含めて保護者の何かいい案があればですね、そらもちろん、まるっきりシャットアウトするということはございませんけども、この状況については、今日、提案いろいろ頂いたということで、少し頭の中に入れて対応していきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○11番

結構です。次、お願いいたします。検討だけお願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの町議会議員選挙についての御質問にお答えいたします。初めに、選挙管理委員長から答弁の委任を受けておりますので、よろしく願いいたします。

1点目の町議会議員選挙の投票率が低下した状況についてでございます。

今回の町議会議員選挙について年齢別の投票率を確認したところでは、18歳から30歳未満の方が31.9%、これに対しまして、60歳以上では、67.6%となっており、特に若い世代の投票率が低く、全体の投票率低下の要因となっております。

投票率については、その時々々の社会情勢や政治的課題、有権者の意識等、様々な要因が考えられますが、県内ほか市町村の議会議員選挙においても平群町と同様に投票率は減少傾向となっております。

また、奈良県選挙管理委員会の資料においては、若い世代の政治の無関心や選挙離れなどが指摘されておりますので、今後も有権者の一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者として一票の権利を大切に行使していただけるよう、引き続き啓発や周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の選挙運動費用の公費負担については、立候補の機会や選挙運動の機会均等を図るため、ほとんどの自治体で行われておりますが、本町においては厳しい財政状況を鑑み、条例制定には至っておりません。現在、緊急財政健全化計画に基づき、取り組んでおりますが、今後、町財政の状況や他の町村の状況を見ながら検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○11番

ありがとうございます。時間の関係もありますので、選管から私も投票所ごとの投票率とか、そういうもの、資料もろうてますんですけども、それを見れば選挙の状況が、各投票所の特徴がよく分かりますので、総務部長なり選管担当の方が一度検討していただきたいなと思うんですけども、私は、投票率を上げるには選挙時の争点です。争点が一つであり、やはり定員と候補者の人数じゃないかというふうに思います。

今回の私どもの町議選は新人が2人立候補されたんですけども、今までにないインターネット選挙をやられたために本当に、私、5回目の選挙ですけども、

盛り上がりには欠ける選挙じゃなかったかというふうに思います。

そこでですね、平群町が高齢化でなっておるんですけども、平群町の要介護者、要支援者が1,500人いるというふうに聞いております。病院、施設に入院している方の投票はいかなっているのですか。

それと、私の地元の春日丘自治会館の第4投票所はいずれの選挙でも投票率が高いわけでありまして。それにひきかえて、南小学校の第6投票所は全ての選挙で投票率が低いという資料になっております。住民の方から、居住地から投票所、南小学校の場合は体育館になっておりますので相当距離があると。そのようなことがありましたので、何か改善する方法がないのかなというふうに聞いております。そこで、投票所の設置基準はあるのでしょうか。法的な設置基準が。

それとですね、選挙費用の公費負担ですけども、これは令和3年12月議会でも同様の質問をさせていただきました。同じような答弁ですけども、50%、特別交付税に算入されているというふうに聞いております。

それとですね、私は今回の各議員の選挙の収支報告を情報開示で見ました。2万円、3万円の方が7人ほどいらっしゃいました。そうするとですね、もうそんな町の資料であればですね、町長選挙を2人で145万円、議員選挙で14人で964万円、約1,100万円かかるということなんですけども、ほとんど3分の1ぐらいで、私、費用が済むんじゃないかなと思うんですよね。

それとですね、やはり新人、新しい人に出てもらおうと思えば、やはり公費、最初の選挙は、私も自分で経験したんですけどね、選挙カーの看板を作ったりしないといけませんので、お金が要るんですね、一番初めの選挙は。だからそういうことは、ぜひとも若い人に立候補しやすいようにしていただきたい。4年後の選挙にはぜひとも選挙の公費を実現したいと思うのですが、いかがでしょうか。再度答弁ください。

○議長

投票所の設置基準等については、投票率の低下ということを含めた意味でも、含めて答弁お願いしますね。観点からね。

総務部長。

○総務部長

4年後のときには公費負担、ぜひともということでございます。交付税については算入されているということで、50%ということでお聞きをしておりますが、実際にはどうかということとは分かりません。

先ほど答弁させていただきましたけども、今は財政健全化計画の最中ですので、できるだけ財政状況を見ながらということになるんですけども、言われたよう

に若い方が費用が少ない場合で済むと。ほんで、公費負担は上限1人70万円ということになってます。実際7町を見ますと、その約半分、三十五、六万円が実際使われてるということになりますので、費用は若干満額よりは少なく済むとは考えておりますが、今後、また財政状況を見ながら検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

冒頭の質問の中で病院等の投票の関係の御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

制度的に言いましたら不在者投票という制度になるんですけど、一応県のほうに届出された病院等におきましては、事前に投票者の方が不在者投票の申請されましたら、その病院で投票できる制度がございます。実際そういう形で利用されてると聞いております。

以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

あと、併せて投票所の設置基準のほうなんですけど、一応こちらのほうにつきましても、まず、投票所の区域につきましては市町村が選挙管理委員会で設けることができるとなっております。

平群町におきましては一定の設置基準を設けておりまして、令和2年4月の際に投票所のほうを14投票所から10投票所に変更しました。その際に既存の施設の廃止、またバリアフリー化できてない投票所、また、有権者の方の高齢化が進んでいるところにつきましては、投票立会の選出が難しいとの意見がございました投票所のほうにつきましては、一応有権者、基本的に500人に満たない投票所につきましては廃止させてもらいまして、現在の10投票所という形で、基準で設けております。

以上です。

○議長

森田君。

○11番

ありがとうございます。入院患者については不在者投票で行っていると。私はなかなかその周知されてないんじゃないかなと思うんですよね。もう少し周知

をしていただきたいなというふうに思います。

設置基準はないというので、けど、何か通達が回ってたように思うんですよね、総務省のどなたかからですね。それも結構です。

公費負担のことですが、これは当然、選管に上げてもらわないといけないという、選管で上げるんですかね、町でやられるのかちょっと分かりませんが。それとですね、ある市町村では巡回の投票をやってるところも、車でですね、あるというふうに聞いておりますので、そんなことも含めて、検討いただけませんかでしょうか。巡回であればですね、私、南小学校の校区の方から言われたのは、行きたくても車がないと、足がないというような話はよく聞きますので、そういうことも含めて選管のほうに上げていただいて、皆様の投票しやすいような仕組みづくりをお願いしまして、この件はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めの空き家の実態調査についての御質問にお答えいたします。

本業務につきましては、空き家に関する意向調査を行い、今後の空き家対策の基礎資料として活用することを目的に、市町村振興宝くじの交付金を活用して実施する事業として令和5年度に予算計上していましたが、不採択となっております。

このことを受けまして、活用可能な新たな補助メニューを模索していましたが、該当メニューがなく、現在、職員による実施の方向で進めております。

アンケート調査の内容につきましては、利活用可能な所有者を対象に、賃貸や売却の意向、課題等を把握するための調査となっております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○11番

残念ですね。補助採択にならなかったんですか。非常に困ったことですね。ほんで、職員でやられるということで、職員がやるのもよからうというふうに思いますがですね。

私はね、この所有者の意向調査より、一番大事なことはその不動産の権利関係がどうなってるかが一番大事だと思うんですよね。土地の所有者と建物所有者が違ったり、共同所有になっておったり、それともですね、もう先祖、遺産相続が終わってなくて、おじいちゃんとかその前の不動産になってる場合が結

構あるように聞いております。共同名義になると、それぞれの土地とか建物の
思いが違うんですよね、一番大事なことは。意見が分かされると貸したくても貸
せない、売りたいくても売れない。そういう状況を私はよく聞きました、大阪で。
だから、そういうことも含めて、検討調査に1項目加えていただきたい。

これも新しくは民法とか不動産登記法の一部が改正になりまして、名義変更
をしなければいけない。来年4月から相続不動産の登記の義務化がされるよう
になっておりますので、新しい案件についてはよく分かってくると思うんです
けれども、そのことも含めて一度御検討いただけるでしょうか。御答弁いただ
けませんか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今度、利活用を目的にアンケート調査を行うんですけれども、所有者を対象に
売買や賃貸の意向や課題等ということで、その課題等の中にはいろいろ所有者
の権利関係あると思いますので、その辺の項目も含めて、一緒に併せて調査の
ほう、してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○11番

ありがとうございます。ぜひともですね、一番大事なのは権利関係なんです
ね。もう役場の方は一番御存じだと思うんですよね。権利が一番複雑だとい
うことであれば。

ぜひともそのことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。あ
りがございました。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

2時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時14分)

再 開 (午後 2時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号6番、議席番号7番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○7 番

私からは大きく3点について質問させていただきます。

まず、1点目、学校給食の無償化についてであります。

日本の高過ぎる教育費の負担軽減が子育て世代の大きな、大変強い要求でもあり、早急な、日本社会の大きな課題でもあります。そういう中で今、少子化については、歯止めがかからないという状況にもなっています。昨年の出生数が初めて80万人を割り込んだことからそれは明らかであります。

この間、内閣府の少子化対策のための国際意識調査、これ、2020年度に行われたみたいですが、そこで「あなたの国は子育てしやすい国ですか」という質問に対して「とてもそう思う」と答えた日本の回答者は、これは二十歳から49歳の方を対象にそういう調査をしたんですが、僅か4.4%でした。同様の調査をしたフランスやドイツの6分の1、スウェーデンに至っては18分の1という結果でした。

また、「育児支援の施策で何が重要か」という問いに対して、日本の回答の上位3位は、1位が教育費の支援、軽減、これが69.7%、2位に子育ての経済的負担の軽減、これが49.3%、3位が雇用の安定ということで45.4%など、調査の結果も出ています。

このような中で、2022年12月には小中学校ともに無償化、これは給食費ですね、無償化を実施している自治体は全国で254という自治体の実施がされています。これは5年前に比べて3.8倍というふうに急速に広がっているという状況がございます。また、文科省のこの無償化等の実施状況の中で、成果として、児童・生徒、保護者、学校、教員、自治体などから多くの歓迎の声が寄せられているという報告もされています。ぜひ平群町でも学校給食の無償化に取り組んでいくことが必要だと考えます。

そこで私は、小中学校を全て全員を対象にして無償化ということで、本来は最終的にはそこに到達すべきだと思うんですが、まずは第3子以降の給食費の無償化を実施すべきだと考えます。これは、子どもたちが多い家庭にとっては経済的な負担も大きいということからであります。実際、今、平群町でも保育料、それからあるいは学童保育の保育料についても第3子以降というのは無料という対応をされています。その中でこの学校給食費もその対象の中に組み込んでいただきたいというふうに考えます。

今年度で第3子以降無償にした場合ということで、当局のほうにも御協力を

頂きまして試算しました。もし今年度で第3子以降無償化した場合、新たに必要となる費用が約433万円でできるということであります。

今、全国的に、先ほども言いましたように急速にこの給食費の無償化が広がっている中で、ぜひ平群町でもその一歩としてね、まず第3子以降からの給食費の無償化を進めていただきたい。これについての、町当局のお考えをお聞きをしたいと思います。

2点目は、リサイクルスペースの設置で、ごみの減量をとということでありませぬ。

先月の28日に4年ぶりに開催されたごみの減量フェスタ、多くの住民の方々が参加されておりました。私も参加をさせていただきました。その中で陶器や子ども服などの無料コーナー、もったいない市ですね、ここにも多くの方々が来られ、にぎわっておりました。また、たくさんの方々から、リサイクル館の復活やあるいはそれに近い役割を公共施設の一角でリサイクルスペースとして設置を求める声が聞かれています。

物を大切にしてお使う気持ちはごみの減量にもつながります。ぜひ、平群町として、公共施設などを利用したリサイクルスペースの設置を検討すべきだというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

この問題の2点目、有価物の回収拠点である役場東側のところとそれから北部ステーション、南部ステーションという形で今、平群町に3か所の有価物の回収ステーションができております。それぞれのところで、私はこの間にもいろんなところで申しましたが、アルミ缶の回収ボックスの設置をぜひ進めていただきたいと。アルミ缶については現在、有価物の集団回収のところではしか対応をしてもらえないという状況がございますので、これもぜひそういうところで回収できるようにしていただきたいと思います。

というのは、コンテナで回収する中には本来、瓶と缶、アルミ缶じゃなくスチール缶が中心なんですけど、持って行くところがないのでそこに全部、アルミ缶も含めて出されているという状況ありますので、分別をするという、また手間もかかりますし、そういうところで今のリサイクルのステーションのところでそういうものをやっぱり作っていただきたいというふうに思っていますが、この点ではどうでしょうか。

それと、北部の拠点に、3か月前ぐらいかな、陶器を回収するコンテナが置かれるようになりました、実際そこに持ってこられている方もいらっしゃるんですけど、私も自宅の近くにありますので、見せてもらったら。ただ、本当に今、町が住民さんに渡されてるコンテナを二つ置いてるだけであって、持ってきた陶器は雨ざらしのままになったりとか、あるいは、箱に入れて持ってきたのに

雨降ったら、もう箱自体が水分を吸ってしまって、ぐしゃぐしゃになったりとかということで非常に。せっかく持ってきてもらっても、きちっとした形でやっぱり利用してもらおうと思えば、もう少し大きめな、あるいは蓋のちゃんとしたものを置いて、そういうもので協力していただく体制をやっぱり行政として取るべきではないかと。そういう意味ではそういうものに変更していただきたいということがございますので、これについても御答弁よろしく願いいたします。

そして、大きく3点目についてはですね、後期高齢者の2割負担の配慮措置についてであります。

昨年10月から後期高齢者の医療費の窓口負担が一定の所得のある人は2割になりました。2割になる一定の所得とは単身者で200万円、2人以上の世帯で320万円となっています。この程度の所得で医療費が2倍になるのは医療機関にかかる機会が増える高齢者にとっては大変な問題です。国の制度ですから自治体ではどうのこうのというのはなかなかありませんが、そこで2割負担になった人に対して配慮措置、これ、入院は対象外ですが、同時に実施をされています。

この配慮措置は2025年9月末までの3年間に限られています。既に8か月が経過しており、この活用状況について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、本町の被保険者数ですね。後期高齢者の数と2割負担、3割負担の被保険者の数は幾らになるのでしょうか。

2点目、配慮措置の高額療養費を支給申請をしている被保険者の方の人数とその割合はどのようになっているのでしょうか。

3点目は、配慮措置適用の申請をしていない対象者に対する対応というんですかね、これは町としてどのように今、実施されているのか、あるいは対応を考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上大きく3点について、明快な御答弁をよろしく願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、植田議員のまず大きな1項目め、学校給食の無償化についてお答えさせていただきます。

まず、答えの中で第3子以降の給食費無償化を実現すべきということについてのお尋ねなんですけども、子育て世帯の支援の施策としましては有効な手段であるというふうに考えております。現在、国、いわゆる中央でも学校給食無償化の検討、議論をされているというふうに聞いておりますので、引き続き、

国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○7 番

ありがとうございます。行政当局としても有効な手段だというふうに考えているというふうに御答弁いただきました。そういう意味では、もうぜひこれは、国のほうもね、私は本来は国がすべきだというふうに思っていますが、それを後押しする意味でも自治体が、今、全国でそういう動きになっている中で平群町もやっぱり進めていただきたいというふうに思います。

じゃ、有効な手段だというふうに考えておられるということですが、ある程度のめどみたいなものは持っておられるでしょうか。その点について再度お聞きをしておきたいと思います。

○議 長

教育部長。

○教育部長

めどについてということですが、先ほど言いましたとおり、国の動向を見ながら、県内の状況を見ながら、対応していきたいということなので、はっきりしためどというのはまだ持ち得ておりません。

○議 長

植田君。

○7 番

やるのであれば、やはり、できるだけ早く対応することが私は必要だというふうに思います。平群町もはるか昔になりますが、県下でも非常に福祉の進んだ町として取り上げられてきました。中学校給食も早かったと思いますし、米飯給食なんかもそうですし、そういう意味では今、近隣に比べれば本当に平群の福祉施策というのは遅れているという状況になっています。有効な手段というふうにおっしゃってくださるのであれば一刻も早い、やっぱり少なくとも第3子以降の無償化というのは進めていただきたい。そして、最終的には全対象者にした給食の無償化というのを進めていただきたいというふうに思います。

そうしないと平群の年少人口の減少は止まりませんのでね。これから平群町のまちづくり、平群の町自体が存続できるかという問題にもつながっていくことになりますので、やはり、そのための施策としてこういう子育て支援というのは非常に大事だというふうに思いますので、そこはぜひ早急な対応をお願い

したい。

町長からも一言、ちょっとその点についての考えをお聞きをしておきたいと思います。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、植田議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに全国的に学校給食費の無償化を進めている自治体があるというのは承知しております。給食の無償化を実施することで少子化対策や移住促進など、地域活性化に役立つなど、一定の効果がある一方、実施するためには継続的な財源の確保をしなければならないのも実情であります。

確かに自治体の財政状況によって格差が生じるのはおかしいと思います。本来は国が全国一斉に給食の質を保ちつつ行うべきと考えております。今現在で、国では学校給食費の無償化に向けて検討が行われており、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○7番

そら、注視することは大事ですけども、それを国に対して、本来行う、私もそう思いますよ、そのためにも、やっぱり一つでも二つでもそれに国が動くような対応を自治体として進めていただきたいというふうには思います。

そういう意味では有効な手段だというふうにおっしゃっていただきましたので、できるだけ早く、少なくとも今回私が質問させていただいたものについては実現できるように進めていただきたいというふうに、また、これは今後もしも取り上げていきたい問題ですので、よろしく願いいたします。

1点目については以上で結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員2項目めのリサイクルスペースの設置でゴミ減量についてお答えいたします。

まず、1点目のリサイクルスペース設置についてです。

町では循環型社会形成推進に取り組んでおります。今年、町内の事業者と協定を結び、3月より陶磁器回収のリユースを開始いたしました。現在は町内の

3か所のリサイクルステーションでも4月より有価物の回収と併せて陶磁器の回収を行っております。町民の方々にリサイクルへの関心、理解を一層深めていただく上でもリサイクルスペースの設置は有意義なものであり、設置場所は屋内での設備が安全面、防犯面、管理面等、適当であると考えますが、その他の方法も含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目のリサイクルステーションの設置の陶器用回収ボックスの変更についてお答えいたします。

リサイクルステーション陶器用回収ボックスは現在、缶、瓶用のコンテナを回収ボックスとして使用しております。缶、瓶用コンテナは町外に転出された方々より不要となったものを回収し、再利用しておりますが、今後、北部・南部リサイクルステーションは屋外ということもありますので、日光の日差しをじかに受けるため蓋つきのもので耐久性に優れた大きめのボックスを選定し、その取替えを進めたいと考えます。

役場につきましてはリサイクルステーションに屋根がありますが、設置場所のスペースが現状限られているため、現状で運用していきたいというふうに考えます。

あと、アルミ缶の回収についての御質問がありましたが、アルミ缶につきましては、現在のところ分別、通常の缶、瓶の中で回収されているという、コンテナでの回収を行っているというところであり、また、個別をもって、現時点でアルミ缶の回収を単体ですということにはちょっと特に考えてないんですけども、状況に応じた検討をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議 長

植田君。

○7 番

ありがとうございます。リサイクルスペースの設置については、今の部長の答弁ではかなり前向きにやっていきたいというふうに私は理解させてもらったんですが、公共施設のどこを使うのかスペース的な問題というのはあると思うんですけども、少なくとも北部にはなかなか難しいかなと思うんですけども、文化センターのホワイエの部分なんかは結構広いですし、そういうところであったりとか、役場も一部ちょっと今、棚を置いてはる部分も見受けられますけれども、そういうところとかプリズムの一角でね、やっぱり常にそういうものが住民の皆さんに目に触れて、言うたら、ごみにならずに必要な人が使ってもらえる、不要になった人はそこで新たな使ってもらえる方が利用できるように持ってきてもらおうと。

今、やっぱり平群、高齢化が進んでる中で断捨離であったりとか、それから終活をされてる方の中で、こないだも相当もったいない市のところに出されたということもお聞きをしておりますのでね。やっぱり、そういうふうな活用が十分住民の方たちの中に広がるような手助けを行政としてやっていただきたいと。これ、ぜひ、どれぐらいめどに大体考えてはりますかね。というのが1点ね。

それと、あと陶器用の屋外の北と南については回収するボックスを変えていきたいということで、それはぜひお願いをしておきたいと思います。

それとアルミ缶についてはね、やっぱり、してほしいねんね、ああいうところでも。だって集団回収ですから、基本的には持って帰ってもらえない形になって、今、そら、コンテナでの回収では入ってるけど、本来はあれ、多分アルミ缶別にしてくださいよという話やと思うのよ。スチール缶と瓶というのが中心やと思いますので。アルミ缶は売れますしね。売って、一定のあれも出てきますので、それを、言うたら、ほんで、今、大分スチール缶からアルミ缶にほとんどのものは変わってきてますので、それを月1回のコンテナ回収だけではかなり厳しいなというふうに思いますので、それがそういうステーションで回収できる体制を取っていただければ、もっとやっぱり効率的な回収にもつながっていくというふうに思います。

この点についても、私も大分これ、2年か3年前からずっと言ってますので、回収のボックスを置いてもらうにしても、スペースとしてはありますのでね、やっぱり効率的な回収ということ、分別回収ができる体制をぜひ進めていただきたいということで、この点についてももう少し、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員再質問にお答えします。

まず、リサイクルスペースの設置のめどについてです。こちらのほうは、私どもといたしましても、できるだけ早急にということで考えますので、一定、年内、年度内には目に見えるような形で対応していきたいというふうに考えます。

あと、アルミ缶なんですけれども、何回か、回収をということで質問されていると思います。ただ、そのアルミ缶については、基本的には集団回収に回してくださいというような形で、こちらもお願ひしてる部分もあり、また、通常のコンテナ回収においても混合してもらっても分別して回収しているということでもあります。ただ、先ほども答弁いたしました、アルミ缶については、

ちょっと状況に応じた形の中で対応していきたいというふうに考えますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長

植田君。

○7番

リサイクルスペースについては、年内ないしは年度内ということで考えてはると。設置箇所もやっぱり複数箇所にしていただく、やっていただきたいというふうに思うんだけど、その点はどうかという、それだけもう1点ね。

アルミ缶については状況に応じて考えていきたいということですので、できるだけね、住民の方が協力しやすい、効率的に協力できる体制を取っていただきたいということは言っておきたいと思うので、そのための対策というか方策をやっぱり行政として考えていただきたいというふうには、再度求めておきたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

複数設置箇所かということのお尋ねですけれども、皆さんの利便性を考えた場合は複数存在するのがいいのかなというふうには考えます。ただ、物理的な様々な要件もございますので、利便性の高い配置になるようには考えたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長

植田君。

○7番

ありがとうございます。おっしゃるとおり、利便性考えたら1か所だけでは十分ではないというふうに思いますし、それを利用していきたいという方々のことも考えれば複数箇所でやっていただくということが必要かと思えます。これは年内ないし年度内ということですのでね、できるだけ早く、それが実現するように、担当課のほうとしては十分対応して、頑張ってくださいというふうに思います。

この件について、以上で結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の大きな3項目めの質問にお答えします。

まず、一つ目の本町の被保険者数と2割負担、3割負担の被保険者数についてです。

本町の後期高齢者医療保険の被保険者数でございますが、令和5年3月末日現在、4,181名となっております。平群町の人口は3月末日現在で1万8,340名ですので、約22.8%の方が後期高齢者医療の対象者であります。また、2割負担と3割負担の被保険者数ですが、こちらのほうにつきましては、令和4年10月時点で2割負担者は1,312名、3割負担者は308名でございます。

令和5年6月1日現在、把握している被保険者数が速報値で4,257名ですので、負担割合につきましては所得情報を基に算定されます。現在、5年度課税の算定中であり、負担割合が確定しておりませんが、4年度の割合から推計すると、2割負担者は約1,360名、3割負担者は320名程度になるかというふうに推測されます。

次に、二つ目の配慮措置の高額療養費支給申請をしている被保険者数と割合についての御質問です。

まず、配慮措置に係る高額療養費支給申請については、通常の高額療養費支給申請に含まれるものであるため、配慮措置の給付を受けるために改めて申請する必要はありません。したがって、配慮措置のみに係る高額療養費支給申請者についてはちょっと把握できませんので、お答えできないというところです。

次に、三つ目の配慮措置適用の申請をしていない対象者に対する対応についての御質問についてです。

二つ目の質問に回答したとおり、配慮措置の給付を受けるために改めて申請する必要はありませんので、高額療養費給付先の口座登録をしていただいている方については、配慮措置による給付が発生した場合、その登録口座に振り込まれます。

なお、口座登録をされていない方につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給申請勧奨通知が送付されて、勧奨を行っているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

植田君。

○7番

私の質問した2点目の配慮措置の支給申請をしている被保険者数と割合というのは、これ、分からないということですよ。ちょっと事前に聞いたときも

そういうことだったんですけれども、もう要は、基本的には、言うたら、期間が決まっているものですので、その期間内に、私の知り合いでもそうですが、2割負担になった時点で届出をしたらそういう対応がしてもらえるとということを知らなかったという方が結構いらっしゃるんですね。

後期高齢のほうからそういう案内を送ってるというふうには担当課からは聞いてるんですけども、なかなか高齢になって、高齢者世帯だけの中でいけばですね、そういうことが分からなくてそのままにしているという状態があるということがあるので、後期高齢の広域連合だけじゃなくて、平群町としてもそういうお知らせというか、こういう対象の人はできますよということをおね、期間限られてますので、それはやっぱり丁寧に宣伝もしていただきたいなというふうに思うんですけども、これまでこの問題で広報とか、あるいは何かの形で町として住民の方にお知らせをしてきたという状況はあるのでしょうか。

2割負担が新たにできたということですので、当然このときに窓口申請を持ってこられてる方も町としては把握をしておられると思いますので、今後ね、やっぱりそういうときには一声かけていただくということも必要かなというふうに思うんですが、この点についてはどうでしょう。

要は、結局この期間が限られたお金が返ってくるという、医療費が返ってくるということに漏れ落ちがないようにしてもらいたいということなんです。それは広域連合のほうから連絡するから大丈夫なんだという、そういうふうな考えなのかということね。もし、言うたら、そういう事例が発生したときに、振り込みたいけれども受け入れる口座がないとなった場合に、じゃあ、広域連合としてはどういう対応するのか。確実にそういう人たちにちゃんと連絡を取って、ちゃんとお金が返ってくる状況をつくっていただきたいというふうに思うので、そのために何ができるのかということで行政側の対応をどのように考えておられるのかということは、一番は、私はこの質問ではそういうことを聞いたかったので、その点について再度お答えいただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員の再質問です。

まず、配慮措置について広報しているのかというところですが、配慮措置について、頻繁にというか、この2割負担の当初には2割負担になりますよということで、そういった措置もありますということで周知はさせていただきましたが、以降につきましては特に改めて皆さんにお知らせするというようなことはやっておりません。

ただ、植田議員御心配されてる漏れ落ちと言いますか、そういった措置があるのにできてない人がいるんじゃないかということで、心配されてると思います。ただ、後期高齢の場合、当初にですね、高額療養費の振込口座というのを登録してもらった仕組みになってます。一番最初に後期高齢者へ国民健康保険から移行した時点で、もともと登録していただくというような制度になってて、それが漏れてる方については先ほども答弁いたしました、「お宅は対象者になってます」という勧奨通知を送るということで、申請漏れというか、振り込み漏れというか、返ってくるのに受けてないというような方がないような対応をしているというところでございます。

以上です。

○議長

植田君。

○7番

今の部長の答弁だったら、75歳になった時点で、ちゃんと高額医療でお金が返ってくる場合の口座登録をしてもらうようになってるんだというふうに説明をされたんですね。じゃあ、それであるならば75歳以上の今の後期高齢の中で当然、じゃあ口座登録、だけど、実際にないと、100%、ほんたら、ほぼほぼそのときにやってはるということでいいんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど説明させてもらいましたように、後期高齢者医療に入っていただくとき、75歳になられた、あるいは転入されてきたときには口座の登録の御案内をしております。しかしながら、全てが全て登録されてるわけではございません。実際にこの高額療養費というか配慮措置の対象となった場合につきましては、高額医療と同じような形で給付をいたしますので、高額療養費の対象となった時点で、まだ口座を登録されておられませんという勧奨通知をお送りさせていただいております。

対象となったその月、3か月から4か月後になりますけれども、それ以降にまだ、1回送らせてもらいまして登録できてない場合、3回、再度、勧奨通知を送っている状況でございます。

以上です。

○議長

植田君。

○7番

登録口座がなかなか開設されてない、3回ぐらいは送ってるということですがけれども、高齢者の方ですからね、なぜそれがなかなかできないのかということ、どこまで行政が踏み込むかということはあると思うんですけども、場合によってはなかなか、送っていても文書的なもん、もう結構行政文書は読むのが難しい部分もありますので、そこら辺はちょっと丁寧な対応をしていただいて、言わば返ってくるお金がきちっと返ってくるという体制がね、やっぱり取れるように、行政側もきめ細かな対応をぜひしていただきたいというふうに思います。

最後にこれ、この期間過ぎたら、この期間に返ってくるお金があったとしてもこの期間を過ぎれば返ってこないという状況になるんですか、もし登録口座がなければ。それだけもう一度、最後、聞かせてください。それとも後から設置したらそこで返ってくるのかどうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

最終が令和7年9月の措置ということですが。ただ、これ、いつまでも、返るのに手続をしなかったら返ってこないのかということなんですけれども、返ってくる、返すという義務的期間が2年。2年になったら時効の消滅みたいな形でもらえなくなってしまうというところでございます。

○議長

植田君。

○7番

ありがとうございました。2年で返ってくる権利がなくなってしまうということですので、できるだけそういうことが起こらないような、行政側の丁寧な、高齢者が対象者ですので、ぜひそこはちょっと心を砕いていただいて、きちっと必要なものが返ってくるというふうな、制度として返ってくるものがあるときにはちゃんとそれを受けられるということをぜひ進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時05分)